

令和元年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和元年12月5日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	市立病院事務部長	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 山崎敦志議員に対する議員辞職勧告決議（案）
提案説明、質疑、討論、採決
- 第3 議第116号から議第142号まで
（令和元年度野洲市一般会計補正予算（第10号） 他26件）
質疑
- 第4 議第116号から議第142号まで
（令和元年度野洲市一般会計補正予算（第10号） 他26件）
常任委員会付託
- 第5 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

（再開）

○議長（岩井智恵子君） （午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

（「議長、動議」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

（午前9時01分 休憩）

（午前9時07分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま諸般の報告あるいは署名の方はまだ終わっておりませんので、動議の方は今上げられましたけれども、一旦取り下げさせていただきたいと思います。

工藤議員。

○13番（工藤義明君） 一旦取り下げさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 本日、報道機関が来ておられますので、録画、録音、写真等を許可しますので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、11月28日と同様でありますので、配付を省略いたしますので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(岩井智恵子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第11番、山本剛議員、第12番、鈴木市朗議員を指名いたします。

次に、第2番、山崎敦志議員より、11月13日開催の野洲市民病院整備事業特別委員会を欠席されたことに対して謝罪をいただきます。

謝罪の前に、本職から経過の概要を簡単に報告させていただきます。

まず、山崎敦志議員は本年11月13日、午前10時から開催されました野洲市民病院整備事業特別委員会を欠席されましたが、ご本人は10月31日付で欠席届を提出されています。その際の欠席理由を「負傷又は疾病のための療養」と記入されていましたが、実際の欠席理由は異なるものでありました。

市議会では、本件に関しまして11月28日及び12月3日の2日間にわたり全員協議会を開催し、山崎敦志議員本人からの謝罪と弁明をいただき、今後市民の信頼を損なうことのないよう市議会としての取扱いを協議いただきました。

協議の結果、本日、山崎敦志議員本人からこの議場にて謝罪いただくこととなったものであります。

なお、山崎敦志議員は監査委員退職願を12月2日に提出され、翌3日に受理されております。また、環境経済建設常任委員会委員長の辞任願を12月2日付で田中副委員長宛てに提出されたところであります。

以上、経過の概要報告といたします。

それでは、第2番、山崎敦志議員の発言を認めます。

山崎敦志議員。

○2番(山崎敦志君) 皆さん、おはようございます。

市民の皆様へ心からおわび申し上げます。

野洲市民病院整備特別委員会が開催され、11月13日、私は病気通院という虚偽の理由による欠席届を提出し、実際には地元の方数名と共に、地元要望の陳情と国会見学など

を主な目的とした上京をしておりました。数カ月前からの予定との身勝手な思いから、本来優先すべき委員会を欠席して上京するという安易で誤った判断をしてしまいました。議会の使命と議員の職責を鑑みれば、議会に出席して説明を聞くこと、そして審議、検討することは基本であり、病欠という虚偽の理由を使ったこと、公私の順を履き違えた判断をしてしまったことは悔やんでも悔み切れない失態であり、慚愧にたえません。心から深くおわび申し上げます。

本日付令和元年12月5日、野洲市議会議員、山崎敦志。

最後になりましたが、後になります。岩井議長はじめ市議会議員の皆様一言申し上げます。

このたびの不祥事に関して、市民の皆様に対して公式に謝罪するため、野洲市政における最も厳粛な本議会において時間を頂戴したいとの申し出をお許し下さり、誠にありがとうございます。これまでの間、議会制民主主義の意味や議員の職責について深く自問し、市民の負託の重さを改めて痛感いたしました。そして、これを軽視してしまった過ちを深く反省し、監査委員及び環境経済建設常任委員長の職を辞しておわびいたします。初心に戻り、一から勉強し、任期を全うすることを覚悟しております。このたびは市議会の信頼を損ねましたことを重ねておわび申し上げます。

（「議長」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩いたします。

（午前9時14分 休憩）

（午前9時20分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま13番、工藤議員からの動議の声が上がりましたが、動議でいいんですね。ただいま13番、工藤議員からの動議の声が上がりましたが、暫時休憩の間に内容を確認いたしましたところ、山崎敦志議員に対する辞職勧告決議案の動議でありました。

この決議案につきましては、会議規則第14条の規定により、議案の提出が必要と判断されます。したがって、議案としてのその案を備え、理由を付し、所定の賛成者2名以上の連署の上、直ちに本職宛てに提出いただきますようお願いし、ご了解を得ました。この後、議長室にて提出下さい。

暫時休憩します。

（午前9時21分 休憩）

(午前9時37分 再開)

○議長(岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま本職に提出のありました山崎敦志議員に対する議員辞職勧告決議(案)につきましては、工藤議員から提出されたものでありますが、工藤議員をはじめとする立入三千男議員、荒川泰宏議員、北村五十鈴議員、東郷正明議員、長谷川崇朗議員、田中陽介議員、野並享子議員の8名の連署もあり、野洲市議会会議規則第14条第2項の議案提出の要件を具備しており、本職が受理をいたしたことを報告いたします。

なお、山崎敦志議員に対する議員辞職勧告決議(案)を審議するについて、議事日程の変更が必要となりますことから、議会運営委員会で審議をいただきます。

暫時休憩します。再開時間は追ってお知らせをいたします。

(午前 9時38分 休憩)

(午前10時26分 再開)

○議長(岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この暫時休憩の間に議会運営委員会を開催いただき、山崎敦志議員に対する議員辞職勧告決議(案)についての議事日程について協議いただき、この決議案を直ちに審議し、既決の議事日程を繰り下げるよう議会運営委員会委員長から報告を受けました。

なお、変更後の議事日程についてはお手元に配付のとおりといたしますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(岩井智恵子君) 日程第2、決議第1号山崎敦志議員に対する議員辞職勧告決議(案)を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥対象となりますので、山崎敦志議員の退場を求めます。

(山崎敦志議員退場)

○議長(岩井智恵子君) それでは、ただいま議題となっております決議第1号山崎敦志議員に対する議員辞職勧告決議(案)について、提出者から決議案の提案説明を求めます。

第13番、工藤義明議員。

○13番(工藤義明君) 第13番、工藤義明です。

私は、今回の決議につきましての提案をさせていただきます。

山崎敦志議員に対する議員辞職勧告決議。

山崎敦志議員は、令和元年11月13日午前の野洲市民病院整備事業特別委員会、午後の湖南地区市議会議長会、翌14日午前の野洲市都市計画審議会を欠席した。中でも、野洲市民病院整備事業特別委員会を欠席するときは、議会会議規則第2条、会議の欠席の規定どおり、指定文書にて理由を付して欠席届を議長に提出しなければならないとあり、山崎敦志議員もこれに準じて欠席届を事前に当時の橋議長に提出していた。

令和元年11月18日、市民より山崎敦志議員の上記欠席について疑義があるので調査してほしいという依頼があった。なお、その市民は、その疑義の理由として、山崎敦志議員は11月13日、14日、1泊2日で地元住民数名と東京に行き、13日は国会見学、夜は武村代議士と懇親会という行程であったことを武村代議士の花崎秘書から確認済みとのことであった。

そこで、令和元年11月20日、全員協議会にて岩井議長より山崎敦志議員が提出済みの欠席届を入手、内容は別紙資料1のとおりである。

この欠席届は、令和元年10月31日付、すなわち欠席日の約2週間前の提出であり、理由は疾病とあった。疾病で2週間前から推測できることは入院か検査の予定ではないか。このことから事前に虚偽の理由を用意の上、事務局、議長にまでうそをついた公文書偽造作成は余りにも計画的で罪は重い。

その後、岩井議長、野並副議長は山崎敦志議員と面談の上、欠席届の虚偽を確認した。そのとき、山崎敦志議員は始末書を提出、28日の全員協議会で議員全員に謝罪した。しかし、市民の税金で報酬を得ながら、公務優先の議会において、議会基本条例第5条4にも逸脱した山崎敦志議員の行動は政治倫理条例にも反し、野洲市議会に対する信用を失墜し、議会の品位や権威を傷つけた。この始末を全議員に謝罪することで決着することでは到底市民の理解は得られない。

よって、都市計画審議会委員を辞任した上で、自ら責任をとり、議員辞職決断を求め、ここに決議する。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） これより、山崎敦志議員に対する議員辞職勧告決議（案）に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） なしのようです。質疑がないようですので、これをもって質疑

を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、決議第1号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、これより、ただいま議題となっております決議第1号山崎敦志議員に対する議員辞職勧告決議(案)に対する討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩します。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時53分 再開)

○議長(岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

第4番、橋俊明議員。

○4番(橋 俊明君) 第4番、橋俊明でございます。

山崎敦志議員の辞職勧告決議案に反対の立場から討論をさせていただきます。

山崎敦志議員の野洲市民病院整備事業特別委員会の偽装による欠席届に関しましては、まずもって新誠会会派代表といたしまして、市民の方々に多大なご迷惑をおかけしましたことに対しまして、心よりおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

山崎敦志議員は、今回の件に関しまして、心より反省し、監査委員の辞職願を提出し、受理されたところであります。また、環境経済建設常任委員会委員長も辞職願を提出し、現在議長預かりとなっております。

全国のこういったケースを調べてみますと、病気欠席を理由として正当化を図るために各種証明書を偽装している例もあります。こうしたケースと比べてみますと、今回の件に関しましては辞任は重過ぎるものと受けとめております。また、先ほど本人より本会議での謝罪を行いました。これは法定の懲罰の1つでもあることから、議会としてのけじめとも言えます。また、山崎議員本人は先ほども申し上げましたとおり役職を辞任し、一から出直しを誓っており、残り任期の2年間に市民より負託を受けました議員の職責を全う

する覚悟でございます。

よって、辞職勧告決議には反対するものであります。議員各位におかれましては、こういった事情をお酌み取りいただきまして、ご賛同賜りますことをお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（岩井智恵子君）　続きまして、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君）　第16番、北村五十鈴です。

決議第1号山崎敦志議員に対する議員辞職勧告決議について、原案に対して賛成の立場で討論します。

今から6年前、私は大切なふるさとのために政治家を志して新人議員として野洲市議会の一員になりました。しかし、今までの人生とは、今までの仕事とは全然違う世界でした。議員にはなったけれど、正直何にもわからない。議会人として何から勉強したらいいのか、そんなとき、議会事務局が新人研修をしてくださったのです。それは、とても丁寧で具体的でわかりやすく、基礎の基礎からで、その研修はいまだに私のバイブルになっています。そして、そのときの事務局長がここにおられる橋議員でした。その事務局主催の研修で何度も言われた公人という言葉、1年365日、24時間公の人になったことを自覚すること、また議員には義務があること、その一番が会議に出席する義務、議会は議事機関であるから、会議を開き、審議し、表決を行う。その義務に違反したものは議員としての身分を失う。しかし、その会議に欠席できる理由もしっかり決まっていて、病気、出産、家族等の不幸、家族等の看護、これはとてもわかりやすく、この4つ以外の理由は認められないこと。だから、何があってもこの4つ以外は休めないと覚悟して下さいと教えられました。

だとしたら、今回の山崎議員の義務はどうなのでしょう。

実際、私たち議員の欠席届の要る拘束される会議は年間100日もありません。それなのに、大切な義務を怠り、ましてや計画的にその理由を提出して会議を欠席されました。これは紛れもなく議員の身分を放棄した自らが選んだ選択であり、安易な行動が野洲市議会全体の市民に対する信頼を失う裏切りとなったのです。謝罪や役職の辞任では到底免れる種類の違反ではなく、事の重大性を受けとめるなら、罪の重さは罰の軽減にはならないと考えます。

でも、いまだに私はどうしてという疑問を拭えません。振り返ると、市民からの情報提供の折も私はとっさに出た言葉がありました。そんなことはないと思いますよ。一応調査

してみますね。多分市民の方の日にちの勘違いだと思ったからでした。だから全協で山崎議員の名誉にかけて欠席届の写しを議長に求めたのです。しかし、結果は虚偽の届けが、それも2週間も前に出されており、悪質で、11月8日の臨時会では役職にも立候補しておられました。市民や議会を裏切っているながら、監査等の重役につける気持ちが理解できませんでした。

新誠会の議員の方は、自分を名乗るとき、新誠会の何々ですと言われます。以前、会の名前の理念の説明に、市民に誠を尽くす会派だとお聞きしました。そんな会派、議長、副議長の大役に例年つき、事務局長の経験まであるメンバーがおられたのに、どうして会派のダブルチェックが働かなかったのか、こんなことで市民にご迷惑とご心配をおかけしてしまったのかと。それに、あえて考えるなら、野洲市議会にもその選択肢を許してしまった風土はなかったのでしょうか。日ごろの野洲市議会に流れている数の力、ばれたとしても大目に見てくれる仲間の数があるから許してもらえらるだろう、この誤った数の論理が間違った判断や気の緩みを生み、一番悲しい残念な結果を生んでしまったのではないのでしょうか。

私たち議員の重大な役割は、市の行財政運営の批判と監視です。その遂行、義務を果たすのは市民に対してであり、その市民に対してうそや裏切りは絶対あってはならないことで、それは市民の血税で報酬を得ているからであり、また野洲市議会はその報酬を勤勉する約束で5万円上げてもらったばかりでした。その上、地元選挙の色が濃い中、地元重視で許しを請うのも、これからも地元のために頑張るからとするのも、憲法第15条規定、議員という公職に身を置く者の心構えの基本、全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない、この説にも納得できませんでした。

大衆は第一という言葉があります。市民は案外よく知っておられます。今回の始末にどんな対応をするのか、議会を見ておられます。だから今回の不始末は自分たちで幕を、責任をとらないといけないと思います。残念な結果になりますが、市民のために真っすぐに努力することが議員の仕事である以上、そんな観点から、今回の山崎議員の行いは自らが責任をとり辞職以外にないと考えます。会派が許しても、地元が許しても、議会は許してはいけないのです。私たちは決して勘違いをしてはいけない。思いの強さが正義ではない。数は力ではない。数の論理でまちは変えられない。守るべきは法であり、条例であり、規則、申し合わせであります。その例外を認めたら秩序も信頼もなくし、子どもたちの目を真っすぐにみることもできません。政治家は自律して自らが自分をおさめていく、ある意

味孤独な立場であると覚悟と襟を正し、今まで以上に義務を果たさなければならないと思います。どうか議員の皆様、私たち野洲市議会は全員で反省し、しっかりと執行部と向き合い、市民に対して謙虚に真摯に信頼していただける議会を目指し、けじめとして山崎議員の議員辞職勧告決議に全員の賛同を求めるものです。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております決議第1号山崎敦志議員に対する議員辞職勧告決議（案）について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

決議第1号山崎敦志議員に対する議員辞職勧告決議（案）のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（岩井智恵子君） 起立多数であります。

よって、決議第1号山崎敦志議員に対する議員辞職勧告決議（案）は可決されました。

山崎敦志議員の入場を許可いたします。

（山崎敦志議員入場）

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩いたします。

（午前11時04分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山崎敦志議員に申し上げます。

決議第1号山崎敦志議員に対する議員辞職勧告決議（案）は可決されましたので、お伝えいたします。

暫時休憩いたします。再開時刻を11時20分といたします。

（午前11時06分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（日程第3）

○議長（岩井智恵子君） 日程第3、議第116号から議第142号まで、令和元年度野

洲市一般会計補正予算（第10号）他26件を一括議題といたします。

まず、これより質疑に移ります。

議案質疑通告書がお手元に配付した一覧表のとおり提出されておりますので、発言を許します。

第13番、工藤義明議員。

工藤議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私は、議第132号野洲市墓地公園条例の一部を改正する条例について質疑させていただきます。

私たちは、生を受けながら誰しも必ず終末を迎えることとなります。国民生活の古くからの慣習から、死者を末永く敬うため、先祖からのお墓に埋葬される方や、改めて墓所を用意される方たちがおられる他、最近では樹木葬などの多様な方法も行われています。一方、近くでお墓を手に入れるのも難しいこと、さらに多額の費用も必要という悩ましい現実もあります。

野洲市においては、長年の要望もあり、いよいよ合葬墓が建設されることとなり、市民の方々からも大変期待の声が寄せられています。しかし、今回の改正条例案内容には、永代使用墓所区画を返還して合葬墓に改葬する場合は、通常利用者の半額5万円が必要との条例案となっています。

そこで伺います。

1つ、永代使用墓所から合葬墓利用者の見込みはどの程度を見込まれているのかを伺います。

2、現在の永代使用墓所申込み待機者数を伺います。

3、野洲市における年間死亡者数平均を伺います。

4、使用料の10万円と記名板使用料3万円、さらに改葬の場合の5万円、それぞれの設定額の根拠を伺います。

5、永代使用墓所区画を返還して合葬墓に改葬を希望する方は、墓じまいを自費で行うのに多額の費用が必要です。さらに、合葬墓利用の場合、改葬にも費用が必要となる条例となっています。

一方、市は返還された区画を45万円で次の利用者から受領される。これは市民相手に商いを行う行為とも受け取られます。改葬希望者には負担なしで利用していただけないそ

の根拠を伺います。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） ちょっと遅くなりましたけども、最初でございますので、皆さんおはようございます。

工藤議員の野洲市墓地公園条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の永代使用墓所から合葬墓への利用者の見込みということでございますけれども、永代使用墓所は祭祀をされる方を必要とするお墓であって、議員のおっしゃったように墓地に対するニーズの多様化、また今後進んでいく人口減少でお墓を継承されずに祭祀者を必要としない合葬墓への改葬ということでございますけれども、それは一定程度はあるものと推測しております。実数的な推測については、個々の生活に大きく左右されますので、そのことを算出するのは不可能と考えています。

第2点目でございますけども、永代使用墓所の申込みの待機者数についてでございますけども、本年11月末日現在で17名でございます。空きが今18ありますので、実質的にはゼロでございます。

第3点目でございます。本市における年間死亡者数の平均ということでございますけども、平成28年度から平成30年度までの3年間の平均でございますけども、442名でございます。

第4点目、各使用料の価格設定の根拠ということでございます。合葬墓の使用料10万円は、焼骨2,000体の利用を想定して算出しておりまして、使用料相当額が5万円、そして管理費相当額が5万円の合計とした価格です。内訳をいいますと、使用料相当額は整備費として造成工事相当分が945万円、そして建設工事費等で1,895万円、計2,840万円。そして修繕費として合葬墓と墓園の墓域部分もありますので、合計して7,400万円でございます。総合計で1億240万円となって、2,000体でございますから、5万円が使用料相当額です。

そして次に管理費相当額についてでございますけども、合葬墓の施設部分の管理費として維持管理に係る除草とか清掃等に係る経費でございますけども、これが5,102万8,000円、そして墓園の墓域部分の管理費として5,000万円になります。これ合計で1億102万8,000円となって、2,000人でございますから、1体当たり5万円

としています。合計で10万円ということになります。

次に、さくら墓園の永代使用墓所からの改葬5万円の根拠ということですが、今言いました使用料のうちの管理費相当額のいわゆるランニングコストをいただく価格設定をしています。一方、反対側の5万円ですね、イニシャルコストである使用料相当額につきましては、施設の整備とか修繕とか、いわゆる資本的支出の原資に当たるものでありまして、墓園内の移動の改葬者は、既にお支払いいただいている永代使用料の中でお支払いいただいているものとして、それに係る5万円はいただかないということで5万円ということにしております。

記名板使用料3万円については、これは希望される方のみが対象ということになりますけれども、1枚当たりの作成そして設置までしてもらいまして、その経費をもとに算出しているところでございます。

第5点目の園内改葬希望者が負担なしで利用できない根拠ということについてでございます。

はじめに、議員が返還された永代使用墓所を新たに販売すると45万円ですけど、市内42万円、市外が45万円でございますけれども、42万円あるいは45万円が入って、市民相手の商行為ではというご指摘があるんですけど、これはいつも言っていますけれども、条例を適正に運用しているものでありまして、さらにはこれは使用者との契約による合意事項でございます。したがって、そのご指摘は当たらないというふうに考えております。

また、返還された永代使用墓所がすぐに再販できるというようなお考えのようですが、1点目で言いましたように墓地に対するニーズの多様化、これは議員もおっしゃっています。人口減少、そういった社会のトレンドの中で、将来的にその前提条件は成り立たない可能性が高いというふうに考えています。

そこで、無料とできない根拠でございますけれども、民間も含めて当該合葬墓以外での墓地、納骨堂、合葬墓に改葬される方も実際おられます。このことから、園内の改葬者のみ無料にするということは合理性が見当たらないというふうに考えています。

次に、園内改葬者から管理費相当額5万円、先ほど言いました5万円を今後の清掃等いただくという根拠は、先ほどの4点目でお答えしたとおりですけれども、改めて簡潔に言いますと、合葬墓に改葬される場合は、その方は永代使用料のときに6,000円を払っていただいています。そして、それをやめられたんで永代使用時の毎年6,000円です

ね、毎年6,000円の使用料はもうお支払いはなくなります。合葬墓に入ってその清掃等の部分は払っていただくという必要がありますので、これまでこれを無料ということにしていると、結果としてその分が既存の永代使用者とか新たに合葬墓を利用される方等の負担となりますので、そこに著しい不公平が生じるということから無料にできないというそういう根拠でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 5点にわたり私質問をさせていただいております。

1番で、合葬墓利用者の見込みということについて今お答えをいただきましたが、一定程度という内容ですけれども、現実にはもう既に希望者等もおられるかと思うんですけれども、その点でやっぱり数値設定は難しいのかというのを再度お聞きをまずしたい。

2点目につきましてのこの待機者数、現在は空きが18あるということで、実質上は大待機者はゼロということをおっしゃっていただきました。しかし、現在市としてはこの申込みについては今申込みを受付していないということになっているはずですので、この辺は市としてこの受付を開始されたら、また申込者が出てくるということが当然想定できるかと思えます。この点では特に回答は要りません。

3点目ですが、野洲市における年間死亡者数、平均的に3年間の平均を出していただきました。444人ということでありました。この方たちが全てこの合葬墓とかさくら墓園を利用されるということにはなりません、市が設定されておられますこの2,000体という数、これについては言葉的に私ちょっと不適切かもしれませんが、2,000に達するのが50年後なのか100年後なのか、そういった見方というのはどの程度の見込みからの今回の2,000体になったのかを今お答えいただけるんだったらいただきたい。

さらに4番と5番についてはまとめて再質問させていただきますけれども、この文書にも書きまして先ほど述べました。さくら墓園の利用者の方が改葬をしたいと、墓じまいをして改葬したいというときに、改葬するためには今の使用している墓地、これを更地にして市に返還しなければならないということになっております。そのための金額、大体個人がどの程度受け持たなきゃいけないのか、大変大きな金額が必要になるということも聞いております。私も具体的に10万円要するのか50万円要するのかというのは正直ここではちょっと発言することができないんですけれども、その点本人がどの程度負担をしての墓じまい

になるのかをお答えいただけるんでしたらお答えいただきたい。

また、この空き、市内の方が42万円、市外の方が利用される場合が45万円、実際これを明け渡したときに、次の方が利用される場合はこのお金が改めて市には入ってくるわけです。先ほど管理とか修繕とかいう内訳がありました。しかし、それらも勘案すれば、この5万円という設定は高いと。基本的にはこの改葬されるときには利用者はゼロ円という事でいけるのではないかと思いますので、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 幾つかご質問でございます。

まずは1点目、推定が実数的には無理かということでございますけども、これお答えで申しましたように、それぞれの生活に大きく左右されます。例えばご長男が返ってくるとか急に出ていくとか、いろんなケースがございますので、その実数はもう不確かでございます。

登録希望者がそのとき何か一定あるのと違うかということなんですけども、まだ事前登録はしておりませんので、その実数はつかんでおりません。ただし、言っていますように一定はあるということは社会のトレンドからわかるということでございます。

2点目のこれは回答は要らないということですね。

次に、先ほど444名ということ、442名でございます、平均。死亡されるということで、2,000体は何年ということでございますけども、100年で計算しております。

そして、4、5の、撤去費用が幾らぐらいかかるのかということでございます。これはまちまちでございますので、私も実際のところわかりませんが、一応聞き及んでいますが、ざくっというと20から30万円ぐらいが相場かなというふうに思っております。

そして、さらに5万円、42万円、45万円もらうから5万円が高いんじゃないかという再度のご質問でございますけれども、これもお答えで申しましたとおり、まず42万円、45万円はやっぱり公の事務として正当ないわゆる最高意思決定機関である議会のあれを経て42万円、45万円は私らはそれに従ってやるわけですから、それは正当な根拠です。それが高いからといって、次のところが安いから、これ無料にしてやったらいいという発想は私の中ではちょっと理解はできない。5万円の根拠は公平性の中で、これからでございますので、その人は6,000円を支払わないけど今度合葬墓に移るから、その分永久ですけど、事実上永久ですけど5万円分は支払ってもらわんと、今度いわゆるステークホルダーとして見たらこの永代供養者で既存でやっている人とか、新たになった人はその分

を払っておられるのに、改葬者だけが無料とするというのはいかがなものかという意味で無料にできない根拠を先ほど言ったわけです。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 部長に聞いていただいていますけども、私になったときからニーズがあるので随分苦勞して設定しました。何かさつき商いをしているとかおっしゃいましたけども、全くそんなことはありません。実費をいただくということで、前のお墓の仕組みは私になる前に制度化されています。要するにかかった経費を割って42万円、45万円ということですし、一切返金しないという仕組みになっています。

あそこも、ご承知のように都市公園でやっていますから、実際実費は本当の実費よりは都市公園整備というベースの上にお墓ができていますから、42万円は本来かかった金額よりは安いはずです。撤退される場合は一切返金しないということで、現に撤退された方にもお金がこれまでも返されていません。

一方では、お墓を移されるという前提じゃなしに、合葬墓なり共同のが整備してほしいということがあって、随分議論して、自治会代表といますか、市民代表、専門家入れて、そして三上山をモニュメントとするという白井教授のご提案もありまして、かなりいい施設ができるというふうに思っています。工事費もできるだけ安く、自然のままにしてということでき上がりました。

本来、合葬墓はお一人お一人のお名前を受け入れるということで、担当レベルもその設計だったんですが、いわゆるお墓移し、何々家に移せるように制度設計をいたしました。これは、野洲市の墓地公園の方を移していただくんじゃなしに、やはりおうちのお墓をまだ持っておられない方でも使っていただけるようにということで、これは結構新しい取組で、一般的にはお一人お一人なので、随分違う形態です。結果として、墓園の方が移っていただくということになったので、どうするかという議論で、やはりまずは別の制度ですから、満額いただくという案があったんですが、負担があるから3分の1にするか5分の1にか、これは根拠というよりは負担を少なくしようということです。

今おっしゃったように、空いたらそこにまたどなたかがということですけども、おそらく長期間の間ではだんだん埋まらなくなってくる可能性が私はあると思っています。そうすると、今回整備するところの収入といいますか、これ建設費と維持管理費を均等に割った計算になっていますけども、実際お金が入ってこなければ新しい合葬墓の財務設計が違

ってきます。ただ、やはり負担が大きいので、半分をいただくということなので、これをゼロにするというのはそこからしてもちょっと無理、少し長期間を考えると、工藤議員は空いたところがすぐに40何万円入ってくると思って、むしろ商売感覚は工藤さんの方だと私は思っているんですけども、これまで撤退された方は一切お返しができてない。

それと、もう一つ、無料にすると言ったら、基本的に例えば20年、15年お墓として価値を生み出しておられるわけですから、価値を生み出された年限を考えないとだめでして、1年しかお墓として使わなくて合葬墓に移される方と、20年使われた方、これ毎年の分がありますから、そういうことまで計算するのかといたら、やはりこれは別制度として考えるべきであって、均等にいただく。でも、同じ中で移されるんだったら少しは負担を軽くしようと。だから部長言いましたように、別の民間墓園とかお寺さんへ移される方については、全然そんな優遇策はないわけでした、お墓の撤退費用もやはり自ら持っていたかかないとだめということになります。

それともう一つ、今の墓園、結構私も気になっていて、手紙も来たりして、割合整備が不十分です。いただいているあのお金で回っているかと思ったら回ってなくて、基金を取り崩してようやく維持管理ができていますので、今回ベースが広がるのでこれまでよりも墓園の清掃とか除草とか、あるいは植栽管理が両方で分担できますから、できると思っていますから、そういうことから考えても、万が一墓園を撤退して合葬墓にご利用の方、そのおうちの墓という意味では有利になりますから、お一人で入られる方と、おうちへの枠を設けましたから、かつ半額にしようということなので、それをゼロにするというと、かえって逆に優遇し過ぎになると思いますので、何か確固として反対を持っておられるみたいですけど、ここまで苦勞して制度設計したのに議案質疑いただくというのは残念ではあるんですけども、後はまた委員会でもう少し詳しい情報とか、さまざまなケースをご議論いただいて、単純に反対と、せっかくここまで来たのに反対というふうにならないように、熟議をいただくことを期待いたしまして補足いたします。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、市長から述べていただきましたけども、合葬墓については私は当初も申し上げましたように早いことつくっていただきたい、要望が多いですよという事は申し上げました。

それで、3回目これで終了ですね。ちょっと確認します。公園内の除草等の費用、先ほどおっしゃいました。今回合葬墓ができるのは公園墓地内にできるわけですので、その

点、特別に今回合葬墓ができるからといって管理費が多くかかるというような設定というのはないはずなんですけども、まずそれを最後にお聞きします。

もう一つは、利用者の無料の件です。現実にあそこを利用されている方、なぜ市内のこのさくら墓苑を利用しているのに、そこに合葬墓ができるというところに利用させてもらうのに、一旦手放す、先ほど市長は商いという言葉に批判をされましたけども、現実には待機者がおられるんですから、今のところはすぐお金が入ってくるわけです。ですから、そういった意味から何も5万円の設定というのは必要ないかと思うので、それを最後の質問として終わります。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○市長（山仲善彰君） 今答えた。私今答えたことを質問してはる。5万円の仕組み。答えましたよ。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩いたします。

（午前11時47分 休憩）

（午前11時49分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま工藤議員の方から出ましたけれども、市長との。

環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 工藤議員の再々質問ということでございます。

わかりにくいという言葉もありましたんですけども、管理費というのは今も管理料6,000円とって、いわゆる永代使用墓所が年間6,000円でございます。それが先ほど何か上がるかとか言われたので、それは上がりません。足りないといって上がりません。市長が言われたのは、今合葬墓ができることによって、新たに当然墓数は一気に増えるわけではございませんけど、墓数が増えるから、その分が管理費、いわゆる清掃とかです、それに回るといっているので充実ができるということでございます。そういう意味での管理費でございます。

もう一度5万円の根拠を改めて繰り返しになりますけど言いますけども、今言いました管理料のお支払いいただいています、今も永代使用の方を、6,000円今いただいています。それが合葬墓に移られるという前提ですよ。だから、合葬墓に移られたら管理料はもうお支払いいただかなくてよろしいですよ。その方は、Aさんということにしますと。次、でもAさんは合葬墓に今度行かれるので、その合葬墓の将来にわたる管理料、1

00年か200年か永久的ですけども、それを5万円分は支払わんと、他のそれぞれ利用されている方とのバランスというか、公平性は保てないということから無料にはできないと、そういう意味でございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第4）

○議長（岩井智恵子君） 日程第4、議第116号から議第142号まで、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第10号）他26件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第116号から議第142号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本職から訂正させていただきます事項がございますので、お時間を頂戴したいと思います。

先ほど午前中の会議におきまして、山崎敦志議員に対する議員辞職勧告決議（案）を提出された際に、工藤義明議員他7名の議員のお名前を読み上げ、提出されたと申し上げましたが、正しくは提出者は工藤義明議員、立入三千男議員、荒川泰宏議員、そして賛成者が北村五十鈴議員、東郷正明議員、長谷川崇朗議員、田中陽介議員、野並享子議員でありました。ここに訂正をもっておわびを申し上げます。

（日程第5）

○議長（岩井智恵子君） 日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次、発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第4番、橋俊明議員。

橋議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明でございます。

まずもって、今年の台風19号で被害に遭われました被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。昨年の関西を襲った強風被害、また岡山県倉敷市で発生いたしました高梁川の氾濫による被害、こうした大規模な被害が続発している状況を鑑みますと、今回質問させていただきます野洲国土強靱化地域計画に市民が期待される所は大きいものと推測をいたします。

国では、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を生かし、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害に対する備えとして、災害により致命的な災害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った安全、安心な国土、地域、経済社会の構築を推進するため、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災、減災に資する国土強靱化基本法を公布・施行すると共に、平成26年6月には国土強靱化に関する国の計画等の指針となります国土強靱化基本計画を策定し、強靱な国づくりを進めております。

また、県では平成28年12月に滋賀県国土強靱化地域計画を策定し、県下の強靱化を推進されているところでございます。

そうした国及び県の情勢を受けて、本市では人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず、迅速に回復する強さとしなやかさを持った災害に強いまちづくりを推進するため、野洲市国土強靱化地域計画を策定することから、先般の全員協議会でその原案が配布をされました。

そこで、その原案に対しまして6点にわたり伺うものでございます。

まず1点目でございますが、本市では野洲市防災計画が既に策定されているということでございますが、そもそも野洲市国土強靱化地域計画との違いをお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、橋議員の野洲国土強靱化地域計画についての1つ目でございます。野洲市防災計画と野洲市国土強靱化地域計画との違いについてお答えをさせていただきます。

野洲市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき本市の地形、地質、気象、地域特性によって想定される台風、大雨等の風水害や地震災害等のリスクを特定し、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興時に県、市、防災関係機関及び市民がとるべき対策を定めることにより、被害の発生を未然に防止または最小限にとめるための予防策や、発災時の体制

等を定めた災害対策のかなめとなる計画でございます。

一方で、国土強靱化計画につきましては、国土強靱化基本法に基づきまして、人命の保護が最大限図られることなど、4つの基本目標のもと、大規模自然災害に備え、本市をさらに強靱なまちとするための公共施設の保全、更新や、自主防災組織の活動支援など、強靱化につながる平時からのハード対策とソフト対策を幅広く位置づけることによりまして、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず、迅速に回復する強さとしなやかさを持った災害に強いまちづくりを推進するための方向性を示す計画でございます。

ご質問の防災計画は主に発災時、発災後の取組などの対処策を取りまとめた計画に対しまして、強靱化計画は平時からの取組を幅広く位置づけることによりまして、まちづくりの方向性を示す計画であり、計画を維持することにより災害に強いまちづくりをつくり上げていくものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 政策調整部長から防災計画は台風、大雨、そういった災害時の対処法をまとめたものであると。また、国土強靱化は最悪な事態に陥ることが避けられるような平時からの取組を、その具体的な取組として強靱さとしなやかさを持った取組を進めていくというふうに私は受けとめていきました。

それでは2点目でございます。

平成25年でございますけれども、私もまだ現役の部長でございましたけれども、その台風では野洲駅前広場が40センチほど冠水をいたしまして、交通機能が麻痺し、野洲市の中心市街地の排水の脆弱さが露呈することとなりまして、その対策として一級河川妓王井川暗渠化工事などが県において実施されております。こういった一連の妓王井川に関する工事の完成時期をお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、2点目の妓王井川に関します完成時期についてお答えをいたします。

野洲駅前の一級河川妓王井川につきましては、平成26年3月から河川管理者であります滋賀県により、緊急対策的なことということで河床を約50センチ下げる低水路整備を実施いただきまして、平成30年度に完了してございます。

今後は、今年2月の議会全員協議会で報告させていただきましたけれど、JR横断部分

の最大流量に合わせまして、J R横断部上流から市道野洲中央線までを整備いただく予定でございます。

また、ボックスカルバートによる改修につきましては、来年度から令和4年度の3年間かけまして県道野洲停車場線横断部より下流90メートル区間におきまして計画されており、実施していただく予定でございます。ボックスカルバート工事完了後、J R横断部上流側から先ほど申しました市道野洲中央線までの区間を河床掘削による改修をしていただく予定でございます。

全体の施工期間につきましては、ボックスカルバートによる改修の3年間を含めまして、9年程度かかるということで聞いてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ありがとうございます。平成25年の台風以来、当局の熱意ある交渉によりまして、今ようやく地元の方に安全な妓王井川が完成しつつありますし、お話を聞きますと来年度から令和4年度まで、引き続きボックスの改修工事を続けていただくということでございますので、これも合わせまして早期の完成を要望しておきたいなと思っております。

3点目でございます。名神高速道路に架設されている里原橋でございますけども、この件につきましては11月の全員協議会で市長が挨拶でも触れられましたが、名神高速道路の完成以来補強されておられませんので、非常に危険な状況でございます。今回の計画でも撤去が位置づけされておりますが、NEXC O西日本の工事実施はいつごろになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、3点目の名神高速道路の架設されている里原橋撤去についてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、里原橋につきましては昭和38年に名神高速道路の機能補償といたしまして建設されまして、56年の年月が経過しており、老朽化が進んでおります。平成20年度にNEXC O西日本が行われました目視点検によりまして、経年劣化による腐食によりコンクリート落下の危険性があると報告を受けまして、平成22年度には危険回避のために鋼鉄製の高欄撤去やコンクリート構造物の剥離対策など、補修工事をNEXC O西日本に受託事業として発注をしております。一定の安全対策は行っております。

しかし、令和2年度の名神高速道路リフレッシュ工事中に合わせまして、今回里原鉄橋の撤去に向けまして、今年度NEXCO西日本の受託事業による協定書の締結を予定しておりますが、協議を進めていく中で、仮設計画の安全性及び限られた施工日数での施工方法の検討など、課題解決に向けまして現在も協議中でございます。NEXCO西日本から令和2年度のリフレッシュ工事期間中の実施は不可能との報告を受けております。

このことから、令和2年度にNEXCO西日本への受託事業として協定書の締結を予定しております。

また、橋梁の撤去でございますけれども、令和3年度のリフレッシュ工事期間中に合わせて実施できるように協議を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） この里原橋につきましては、当時、今、部長から昭和38年の供用開始、名神高速道路の供用開始、当時はおそらく山の管理とかそういったものを含めましてあの里原橋が利用されたという、機能補償されたということを知っておりますけれども、今はもうほとんどというか通行どめになってございますので、そういったことも考えますと、非常に危険な状況である。それこそお話が出ましたけれども、高欄並びにコンクリートの破片が落下する。そういったことになれば、これは大被害となりますので、今の話では令和3年度のリフレッシュに合わせて工事をしていただくということでございますので、そういったものをきちっと思っていたいただきまして、通行者の安全になるようお願いをしておきたいと思います。

それでは4点目に質問を続けていきたいと思っております。

この強靱化計画にも位置づけられておりますが、消防団員の団員確保が大きな課題となっているところでございますが、新規消防団員の確保を図るとありますが、現在の団員数の状況と具体的な団員確保の対応策をお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、橋議員の4点目のご質問の消防団員数の状況と具体的な団員の確保の対策についてのご質問にお答えをいたします。

10月1日現在の消防団員の定数178名に対しまして、現団員数は170名となっております。

消防団員の確保についてでございますが、消防団、東消防署と連携をする中で、市の広

報であるとか自治会の回覧での消防団員の募集を行うと共に、4月開催の自治会長会や自主防災組織等リーダー研修会等の機会を通じまして、消防団員の確保の依頼を行っているところがございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今ございました。定数は178名である。現在は170名。私も昨年消防団と色々な交流も図っておりますけれども、最も気になるのは新入団員が少ないということと、もう一点はやっぱり平均年齢が高くなっている。その分また技術が当然向上しておりますけれども、やはり新入団員の確保を図って底辺を広げていくということが大事であると思っております。また、野洲市消防団の蓄積された技術を受け継いでいくことが大事であるということでございますので、ぜひとも団員の確保を今後も努めていただくように強くお願いをしておきます。

次の5点目でございますけれども、大規模地震となれば東日本大震災の被災状況が示しており、冷静な避難が大きなポイントとなります。特に昼間の教育現場などでは教師のリーダーシップが問われるところが大きいということが言われます。

そこで、小中学校などの避難訓練はどのようになっているのか、最新の訓練をいつ実施されたのかを教育部長にお尋ねをいたします。また、市役所庁舎の避難訓練の実施状況を総務部長にお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 5点目の小中学校の避難訓練の実施について、私の方からお答えをいたします。

市内の小中学校では、学校防災計画の中で年間実施計画を立てて、地震や火災、それから洪水などの防災と、それから不審者侵入などの防犯に関する訓練を毎年実施しています。そのうちの防災訓練では、消防署の方に来ていただいて行う避難訓練や、シナリオなしの訓練など、各校が工夫して、より実践的な訓練を行うようにしています。そして、児童生徒に自分の命は自分で守る力の育成を目指しています。

また、市内全ての小学校では、自然災害や重大事件発生時に備えて、児童の保護者に迎えに来てもらう引き渡し訓練も毎年1回は実施しています。

最近の例としましては、11月13日に三上小学校が行った地震発生時の避難訓練がございます。これは消防署の指導のもと、一部シナリオなしで行いました。避難経路に障害

物があつたり、けがをして全員そろわなかったりするなど、災害時に起こり得る困難な状況に児童が自ら判断し、対応できるように訓練をしております。

また、北野小学校では、9月に洪水発生時の避難訓練を隣接する北野幼稚園と合同で行いました。このときは、琵琶湖河川事務所の指導、支援を得ています。

先般10月には東日本大震災で多くの児童が犠牲となった石巻市立大川小学校に係る判決が確定しました。学校や園は、地域住民よりもはるかに高い危機管理が求められています。本市としましても、こうした認識のもと、学校、園の防災対応をしていく所存でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、5点目でございます。庁舎の避難訓練についてということでお答えをさせていただきます。

避難訓練につきましては、野洲市消防計画において、随時行うものと規定をしておりますが、合併以後実施はできておりません。

このようなことから、今後は東消防署と調整の上、定期的に避難訓練を実施できるよう計画をしてみたいと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ただいま教育長より、特にシナリオレスの訓練を実施していると。特に最近よく言われるのは、いわゆるシナリオレス訓練によりまして、いかなる場面でも対応できるようなそういった訓練の方法が求められております。私は昔よく言っていましたけども、応用問題を解く、まず応用問題を解かなければならない。こういった事態になったときには、応用問題を解くのが連続でございます。想定できないいろんなことが起こりますので、そのときにはまさしくシナリオレス訓練が非常に生きた訓練として大事やということを痛感しております。

また、教育長のお話でもございました。石巻で避難に伴います現在裁判中のことでもございますので、もし非常時になれば、やはり同じようなケースでやはり教師にかかるウェイトは大きいと思いますので、今後も引き続き子どもたちがすぐに何をすべきか、シナリオレス訓練でどんどん応用問題を解いていくような実力を養っていただく、そのことが、もしも起こった場合には必ず生きてくるものと確信しておりますので、そのことをよろし

くお願いしたいと思います。

また、市役所庁舎の避難訓練につきましては、私も一方では関わっておりました。東消防署の所長なりに野洲市は庁舎の避難訓練ができていませんよということでいろいろと計画をいたしました。いろいろな事情によってできませんでした。今後はまず第一歩から訓練を実施していただくことをお願いしておきたいと思います。

それでは1点目の最後の質問でございます。危機管理センターの問題でございますけども、この危機管理センターにつきましては近隣の市町、特に栗東市でも整備をされているところがございます。本市は湖南消防局東署が整備されたところがございますので、本庁舎で整備となると別館等の整備も必要とされることとございますが、整備場所なども含めまして現時点での基本的な考えを市長にお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 橋議員の危機管理センターの整備についてのご質問にお答えをいたします。

危機管理センターは、災害時に災害対応職員が一堂に会しまして、電話、無線、インターネットやパソコン、地図、画像情報システムなどにより災害情報を一元的に収集し、その情報を共有の上、効果的、効率的に災害対応に当たることを目的とする安全性の確保された施設であります。

本市におきましては、2町合併の議論があった中で、旧野洲町において、なぜなのか庁舎整備基金をあえて取り崩して庁舎の耐震化及び増築が行われておりますが、新市を想定したものでなかったため、現庁舎は狭小で、福祉、都市建設、環境経済、教育部門等が別館やプレハブなど劣悪な施設に入居せざるを得ない状況であります。ましてや、危機管理機能の施設を有する状態ではありません。

なお、東消防署の耐震化対策のための移転新築に合わせまして、ご承知のように総合防災センターを併設いたしました。これは災害時に市役所本館の機能が果たせない場合の代替施設として災害対策本部の代替施設として位置づけております。

こうしたことから、現庁舎に近接、あるいは一体となった危機管理センターの必要性については認識しておりまして、今策定中の野洲市国土強靱化地域計画案にこのセンターを挙げているところであります。

危機管理センターの整備にあたりましては、市役所の手狭な状況を解消することが優先課題と考えており、この庁舎機能全体の改善の一環として位置づけて取り組んでまいりま

す。ただし、庁舎機能全体の改善につきましては、これまで学校、保育園等の遅れていた耐震対策を優先してきたことや、今後も学校・園、コミセンなどの大規模改修の課題が存在し、これらを見極めながら対応してまいります。当面は、現有施設の中でこの機能を果たしてまいります。現に、先ほどご質問のありました平成25年の台風時においても現庁舎の中に対策本部を設けて、一定の機能を果たしましたので、こういった方針で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 当然現有施設の問題もございますし、いわゆる合併時のいろんな課題もございましたので、今後の大きな課題と捉えまして、前向きに取り組んでいただきたいなと思っております。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

ちょっと見にくいかもわかりませんが、国道8号野洲栗東バイパスにつきましては、国土交通省の尽力により鋭意整備を進めているところでございます。今回バイパスの野洲川橋梁架設に関しまして質問をさせていただきます。

今回、担当の方から、これが県道小島野洲線からオンランプ、乗り上げる線でございます。これがいわゆる国道8号バイパスになります。今回、全車5車道あるものがこういった形で計画をされております。ちょっと見にくいと思えますけども、こういったものに関しまして質問させていただきます。

野洲川橋につきましては、歩道は本線下に歩道橋を設置するという情報を得ました。私は図面を見るなり、淡路島と四国とを結ぶ大鳴門橋が浮かんでまいりました。透明アクリル板を通して鳴門の渦潮が真下に見られる壮大な眺望でございまして、高所恐怖症の私には足がふらついていたのを鮮明に覚えております。

そこでお尋ねをいたします。

まず1点目、まず橋梁には河川管理上の制約条件がございます。必須要件としては2つございます。まず橋梁の軒下高が計画高水位プラス計画余裕高を上回ること。2点目として、河川管理用道路の連続性を確保することとなっております。

そこで都市建設部長に、野洲川橋梁の本線化の計画高水位と計画余裕高の数字をお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、橋議員のご質問の1点目でございます。野洲

川橋梁の本線下の計画高水位と計画余裕高についてお答えを申し上げます。

国道8号野洲栗東バイパスの橋梁が野洲川を横断する地点での計画高水位につきましては105.715メートルでございます。そして、計画余裕高につきましてはプラス1.5メートルの107.215メートルでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ただいま計画高水位を教えてくださいまして、ありがとうございます。

この野洲川の計画流量につきましては4,500立米、秒当たりですね。そうしますと、この余裕高につきましては5,000立米、1秒当たりから1万未満は1.5メートルになりますけど、4,500ですと一気に2メートルになるんですけども、そこら辺はちょっと説明と食い違うと思うんですけども、それは私はあえてここで再質問はいたしません。ただ、私も当時、建設いろいろ関わってきましたので、会計検査院でいろんな指摘を受けました。その会計検査院で何が問題か、まずは法的根拠であり、その根拠をきちっと説明しなさいということをもっと言われるわけですね。そして、今の質問でいいますと、4,500トンでございますので、計画高水位の値は1.2メートルになると思うんですけども、それは国土交通省のプロが答えますので、あえて質問いたしませんけども、国土交通省の滋賀国道事務所にそういったことも踏まえましてきちっとしていただくように、今はまだ計画段階でございますので、そうでないとまた会検で私もいろいろといじめられましたので、そういった経験も踏まえまして、そこら辺はきちっとこういった構造令に合うような計画をお願いしておきます。

次に、もう一度戻ります。この計画余裕高が歩道のところであるんですけども、そうしますと、このまま余裕高いっぱい先ほど1.6メートルか、という数字でこえた高さになりますので、そうしますと、この図面から見ましてもこの国道8号のバイパスの高さがお高くなる。この高くなった理由をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、2点目の本線の高さについてお答えをいたします。

計画されております野洲川を横断する橋梁につきましては、県道大津能登川長浜線の近江富士大橋と比較いたしますと高くなる計画となっております。

議員ご存知のように、近江富士大橋につきましては、兩岸の堤防道路に平面で接続されているのに対しまして、今回の野洲栗東バイパスの本線は、堤防道路と立体交差する形状となっております。また、県道小島野洲線へアクセスのためのオフランプが本線に潜り込むような計画となっていることから、ランプとの建築限界や県道小島野洲線との建築限界の関連で、他の橋梁よりも高くなる計画となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ただいま都市建設部長に答弁をいただきました。なかなかわかりにくいんですけども、例えばこの管理道のここに建築限界というものが道路構造上設けなくてはならないというようになりますので、このオフランプがあるそのこの堤防上で建築限界を確保しなければならない。そこから考えるとこの高さになったというように、このように理解をさせてもらったらいいんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 堤防テンパーではなくて、ここの管理道につきましては一応計画では一旦堤防の、これでいいですとオリベスト側に一旦管理道降りていきます。それで一応計画で建築限界ということで、これは道路上の建築限界を4.5メートル確保しようということで聞いております。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） わかりました。よく理解をさせていただきました。

次に、この件に関しまして最後の質問でございますけども、ちょっと見にくいと思うんですけども、この本線上の歩道橋を示した図面がこの図面でございますけども、本来ですと歩道を設置するとなると本線上に設置するというのが高過ぎますので、入るときの問題、また高さへの恐怖心、また当然、横風についても大きな問題となります。こうしたことから、本線下に歩道橋を設置する案が決定しただろうと考えます。こういった図面を見ますと、本線上でございますと実際にドライバーなり同乗者が歩行者なり自転車に乗っている方が当然視野に入ってきますので、安全上対策は問題ないと思いますけども、このまま本線橋に設けるとなると、治安上、また犯罪発生への対応も想定しなくてはなりません。

そこで、治安上、また安全上の具体的な対応策は本来は国道事務所に尋ねるといいんですけども、国県事業という窓口でございますので、そこら辺も含めまして都市建設部長にお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 3点目の歩道橋の安全対策についてということでお答えをさせていただきます。

今回整備されます国道8号野洲栗東バイパスの歩道につきましては、今、議員ご説明ございましたように、本線下に歩道橋を設置する形で計画されてございまして、歩道橋の安全対策といたしましては、転落防止のための転落防止柵や、本線の真下に歩道橋となってくる構造から、一般的な歩道よりも暗くなるため照明灯を計画されております。

また、今般の異常気象によります想定外の豪雨等も考えられますので、歩行者等の安全対策や防犯対策を検討する必要があるということを考えてございます。今後滋賀国道事務所や関係する琵琶湖河川事務所、滋賀県警、守山市などと共に協議を重ねまして、歩行者の安全確保を検討してまいりたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ありがとうございます。やはり多額の費用をかける以上は、県民の安心、安全を図っていただきまして、防犯整備の整った安全な歩道なり自転車道が整備されるよう強く要望しておきます。

それでは最後の質問に移ってまいります。

永原御殿跡整備についてでございます。

野洲市永原にある永原御殿跡が国の史跡に指定される見通しとなり、国の文化審議会が11月15日付で文部科学大臣に答申したことが大きく新聞に掲載をされておりました。

永原御殿跡は、江戸時代前期、徳川家康、秀忠、家光の3代の将軍が上洛する際に宿泊や休憩で使ったもので、本丸、二の丸などから成る城郭遺構で、将軍専用の宿泊所であります。当時の絵図も残っておるということでございますので、市の教育委員会により昨年実施された発掘調査では建物跡が確認されていることも合わせて報道されております。

この永原御殿跡は、祇王学区のみならず、市としても貴重な歴史的資源であることから、今回の国の史跡に指定されることについては大きな進展であります。ここに至るまで懸念の努力をされました文化財保護課の皆さん、また関係者の皆様に深甚なる敬意を表するものでございます。

そこで、今後の永原御殿跡整備に関して教育部長に次の2点を尋ねさせていただきます。

まず1点目でございます。現時点ではまだ整備の概要は決まっていないと思慮いたしま

すが、今後の御殿跡の整備計画の基本的な考えをお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） ただいま橋議員からの永原御殿について、今後の御殿の整備計画の基本的な考えについて、お答えをさせていただきます。

永原御殿の本格的な御殿建築の復元は困難ですが、建物の配置や機能を明示し、現状で残る土塁や掘割の整備・活用を図りながら、将軍御殿が理解できるよう整備をいたします。また、維持管理が容易にできるよう整備を図りたいと考えております。

そのため、整備の基本的な考えについては、令和2年度に専門家、地元代表から成る委員会により永原御殿跡保存活用計画を策定いたします。この委員会で整備の基本的な方向性を定めた上で、令和3年度に整備基本計画、令和4年度に基本設計を策定し、具体的な整備手法を決定する予定です。条件が整えば令和5年度から本丸の整備工事に着手したいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ただいま教育部長より地元を交えた委員会を立ち上げて、その中で具体的な計画をまとめていくというふうに私は受け取りをいたしました。せっかくそういった計画でもございますので、一日も早くまとめていただきまして、整備に着手できるようにまた努力をお願いしておきたいなと思っております。

次に、最後の質問でございます。現在も底地である敷地につきましては、私有地であるということでございます。この私有地の対応をどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 私有地の対応をどのように考えるかについてお答えをいたします。

今回、史跡指定の答申を受けましたのは本丸と二の丸のうち、約3万2,000平方メートルでございます。ご指摘のとおり、大部分が私有地でございます。

史跡の指定につきましては、将来公有化を前提に地権者の方々より同意をいただいております。次年度から国・県の補助を受け、本丸から順次公有化を図る計画でございます。そして、本丸の公有化した区域から発掘調査と竹等の伐採・処分を行い、整備計画に基づき実施設計・保存整備工事を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ありがとうございます。今公有化を図るとおっしゃいました。用地買収なりにつきましては、今地権者からもほぼ同意を得ているというふうに聞き取ったんですけれども、そうでしたか。それを確認いたします。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 史跡指定にあたりましては、まず史跡に同意をいただかなくては行けませんので、史跡指定をする同意のときに将来の公有化についてもご理解をいただいているということでございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ありがとうございます。地権者から同意を得ている以上は問題はないというふうに考えておりますので、今後も一日も早く永原御殿が史跡にされますことをお願いして質問を終わっておきます。ありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第2号、第3番、長谷川崇朗議員。

長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 第3番、長谷川崇朗です。

質問させていただきます。コミュニティバスの有効活用について質問させていただきます。

今後高齢化が進んでいくにつれ、高齢者の交通手段の確保はますます非常に重要になっていきます。今野洲市はその手段の1つとしてコミュニティバスを運営していますが、その稼働状況について質問していこうと思います。効果的に運用できているかを考えるために、費用、利用者数、利用率などについてお聞きしていきたいと考えております。

まずは全体の年間費用についてお尋ねします。路線ごと、便ごとでお願いできますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、長谷川議員のご質問のコミュニティバスの有効利用についての1点目、全体の経費についてと路線ごと、便ごとの経費についてのご質問にお答えをいたします。

平成30年度におけるコミュニティバスの運行に関する必要経費として支出した金額、

これは約4,275万円でございます。ただし、この金額には地域公共交通などの通常の運行の維持管理に直接影響しない経費は含まれておりません。

なお、路線ごと及び便ごとの経費のご質問をいただいておりますが、各路線または便ごとにコミュニティバスを運営しているわけではございませんので、事務所経費や運行委託料等の共通経費もありますことから算出はしておりませんので、こちらにつきましてはお答えできません。

以上、お答えとさせていただきます。

○3番（長谷川崇朗君） 済みません、全体の費用をもう一度数字だけ。

○市民部長（田中千晴君） コミュニティバス運行に関する必要経費として支出した金額は約4,275万円でございます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今全体予算をお聞きしたわけですが、本年度測定できる期間、つまり昨日までだったら昨日まで、それよりも前しかデータがないならそこまで結構なんですけども、測定できる期間で費用を割っていただき、期間に対する費用をその期間の利用人数からお知らせいただいて、単純に割った場合の1人1回当たりかかる費用ということでお知らせいただけますか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 先ほども第1点目のご質問でお答えいたしましたように、これについては計算しておりませんので、お答えができないものとなっております。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 計算をしておられないということなんですけども、本質問に関しては事前に通告していることですので、単純に計算できるのではないかと思うんです。計算してこなかったということで、ではお聞きできるか、追加になるんですけども、昨年分であれば単純に割ることで計算というのは容易かと思うんですけど、できますか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 昨年の1人当たりの費用は幾らかということによろしいでしょうか。それでは、昨年の1人1回当たりの費用は幾らかということでお答えをさせていただきます。

平成30年度における支出から、県の補助金と利用収入を差し引いて一般財源だけで出た1人当たりの輸送コストは約661円ございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 昨年のデータでとのことなので、次の質問も昨年のデータでということ結構なんですけど、今各便があると思います、各コース、各便があると思うんですけども、仮に全てが定員いっぱい運営した場合、これは利便性の確保の面からもあり得ないわけではありますけど、その場合、満車にして運行したと仮定した場合の1人1回当たりの費用は幾らになるのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、仮に定員いっぱい運営した場合の1人1回当たりの費用ということで、平成30年度にて支出した経費から、また県補助金や利用収入を差し引いた一般財源の支出金額に対して、利用人数を定員いっぱいということで人数とした場合で算定した場合につきましては、1人当たりの輸送コストは約22円となります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 次に、個別のコース、便に対する費用対効果を見ていきたいと考えます。

まずは、今野洲市コミュニティバスの方は6路線あると思います。このそれぞれのコースに関して定員を教えてください。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 各路線の定員数でございますが、今現在コミュニティバスは7コースございます。乗車定員でございますけれども、三上コースのみが32名ございまして、残りのあやめ、安治、祇王・中里、篠原、中央循環、希望が丘、これらのコースは乗車定員は12名となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 次に、実際の平日の乗車人数について、これ細かいことなんですけども、各便を平均して教えていただきたいと思います。平日ですね、平均値とりにくい場合はとりやすい範囲でとっていただければいいと思うんですけども、ご回答に關しましては人数の小数点は四捨五入して、量が量ですので、ゆっくりご回答いただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、実際の乗車人数についての平日の各便ということでございますけれども、平日とか土曜日とかということでは集計はしておりませんので、集計のできる範囲で、こちらが確認している範囲でお答えをさせていただきたいと思いません。

令和元年度におきます4月から10月までの各コースの1便当たりと1日当たりの平均乗車人数でお答えをさせていただきたいと思いません。また、小数点の四捨五入ということでございますけれども、ちょっと小数点第1位まででお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、あやめコースが1便当たり3.3人、1日当たり26.2人でございます。祇王・中里コースが1便当たり2.5人、1日当たり20.1人でございます。篠原コースが1便当たり4.8人、1日当たり28.7人、三上コースが1便当たり3.0人、1日当たり30.2人、中央循環コースが1便当たり3.9人、1日当たり31.5人、希望が丘コースが1便当たり3.3人、1日当たり26.7人、安治コースが1便当たり3.1人、1日当たり30.7人となります。全体で各コースの1日当たり、これらの7コースの平均乗車人数は1便当たりで4.0人、1日当たりで27.7人となりまして、1日当たりの平均乗車客数、これは194.1人となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 期待したデータとはちょっと細かさが違うんですね。今ここで申し上げたいのは、私が知りたいと言ったデータは各便なんですよ。それを意図しているのは、ふだん私が自動車で市内を走っているときに、コミュニティバスの方を見ると誰も乗っていない、あるいはほんの1人か2人しか乗っていないというのをよく目撃しましたので、そこについて大変気になってこういう細かいデータが欲しいということを質問でしているわけです。回答いただいた内容から察しますに、提携協力会社とのデータのやりとり等でそういうことになっているのかなと思うんですけども、我々が、議会あるいは執行部の方々も含めて、市長も含めてなんですけども、分析して利用率とか利用の状況というものを把握していくにあたっては、その細かいデータこそが重要になってくると思うんです。そこが抜け落ちた状態で、そもそもその利用に関する利便性の向上等を考えていくということに関して、部長の方は今どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 検証するにあたっては、1便1便当たりの乗車人数であるとかそういったデータは必要ではないかと、今後のコミュニティバスの運営には必要ではないかというご質問でございますけれども、長谷川議員が述べられているとおり、細かなデータは必要であると考えております。ただ、現在この調査集計に時間を要するために、こちらの答弁のためにちょっと業務の支障等がありまして算出できないのと、あと委託業者との状況の関係もございますので、すぐには分析はできませんので、お示しはできないということになっております。今後見直しをするにあたっては、データの検証は必要と思いますので、全体的な見直しも含めて、こちらの方は検証してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと補足しておきます。何かさっき便数も間違っておられたんですけど、もともと旧の野洲町で走らせていて、合併して4路線でした。大型バスで風運んでいるのか空気運んでいるのかということで、いろいろな市民のご意見聞いて、小型化して、できるだけ集落に入るということで、まず現行4路線にして、あと中央循環コースが欲しいという要望がたくさんあったのでやりました。去年2路線増やしました。見ていただいていると思うんですけど、パブコメも。あのとき交通会議にかけるためにそれぞれの利用状況を踏まえて路線時間、2路線増やせるので便数も増やせるし、経路も短くしてと。そのときのデータを見ていただいたら、一応そこはやっているわけですよ。そのとおりになっているかどうかは検証しないとだめだけでも、いきなり質問して、各便数の云々言われたら、それはすぐ出てきませんから。だから適当に誰かが路線書いているわけではなしに、交通会議にかけるためにきちっと専門業者も入れて便数、路線見直して、私も最終チェックして、おまけにパブコメにかけたら結構長谷川さんの地元から一番意見がたくさんあったので、かなり実現をいたしました。

ご質問の趣旨は何なのか、だからニーズはやはり1人でも2人でもあったらきちっと路線の中で確保しようということなので、コストを聞いてどうするのか。ずさんにやってみみたいな言い方ですけど、きちっとデータを押さえているけど、今のデータは集計はできていません。だから、来年プールができれば今度はプールまで延ばしていくので、そのときに改めてもう一回路線は変えますし、多分発着場も今変えて体育館のところへ持っていこうとしていますから、体育館への便宜も高まるしということなので、何を前提に仮説

としてご質問しておられるか考えないと、数字が出てきてないからいかにもえいやあでやっているみたいですけども違います。2年前、1年間かけて調査をして、現路線が設定されてサービスが供用されています。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 市長、ご安心下さい。私の方はコミュニティバスの方に反対する立場ではございませんで、今一生懸命やっただけだということが高く評価はしております。

今、市長がご意見いただいたんですけども、私事前通告を出しておりますので、最後まで読んでいただければ私が反対の立場かそうでないか、賛成の立場かということは読んでとれると思うんです。なので、決めつけていただいてそういう返答をしていただかなくても安心していただければと思うんです。

続けさせていただきます。

具体的には、今ここでデータをお示ししていただけなかったのも、この便ということはいえないわけですけども、車で走っていると主に日中ですかね、どうしても利用人数が少ないシーンがあらわれていて、年間通してのデータから見ても1便当たり平均4人、少ないところだと2.5人と、こういうデータから見てわかるとおり、朝晩は混むわけですよ。駅方面に行くのは当然朝混んで、駅方面から帰ってくるのが夜混むと、そういうデータになるんじゃないかという推測があったんですけど、それは見てとれないわけですけども、推測の範囲で当たらずとも遠からずというか、そこそこそんな感じになるんじゃないかというところを考えているんですけども、最初述べましたとおり、市民にとって、今後、高齢化が進んでいくにつれ免許の返納推進なども国の方で対策したいという意思もありますし、交通手段の確保は非常に重要になっていきます。通年のデータから見てもわかりますとおり、費用対効果が低い状況が発生していると考えております。

一旦ここでなんですけども、そんな今、市長の方にお答えいただいたんですけども、改めて市民部長の方にもお伺いしたいと思います。野洲市として今後コミュニティバスをどのようにしていくのかという考えをお伝え下さい。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） コミュニティバスを今後どのようにしていくかというところのご質問についてお答えをいたします。

コミュニティバスにつきましては、通勤、通学というよりは、やはり車をお持ちでない

方、あとは高齢者の方、障がい者の方が病院や買い物ですね、こちらに行かれる日常生活における輸送手段として確保しているものでございまして、利用される方にとって必要であるところにやはり財源投入して構築していくものであると考えております。

先ほどご質問がありました需要が少ないところ、ないところはどうかというところですが、そこら辺は効率性等、調査等して今後低いところにはちょっと見直していくということになりますし、また車をお持ちでない交通弱者への対応ということになりますので、福祉施設への利用者への配慮であるとか、そういったところはやはり必要と考えますので、全体的を見て検討していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） コミュニティバスは、利用率が低い部分があるというのも一定今、市民部長の方答弁の中から理解していただけていると思うんですけども、この際、税金の方を使って運営しているわけです。市民の方からいただいた税金を使って運営しているわけですから、少しでも利用率を上げることが意味があると考えております。それは、極端に料金を下げてでも、無料でもなんです。とにかく使ってもらうことによって一定の効果があります。それはどういうことかということ、乗る人が増えればCO₂の排出が減ったり空気が汚れない、野洲市の空気ですね、汚れないという効果が得られたり、市内の車の交通量が減ることによって車の渋滞等の緩和に役にたったり、車の交通が快適になったりするということもある。なので、乗せたいわけです。無料でもと今言いましたけれども、全部が全部無料にしてほしいということではなくて、先ほど私が指摘させていただいた乗車率の高いところは今のままでいいのかもしれないんです。でも、乗車率の低いところに対して利用していただける方を増やすことで、いろいろな効果が出てくるんじゃないかと考えております。例えば、広く利用していただくことによって、有料の利用にもつながっていく効果があるんじゃないかと。といいますのは、例えば乗車率の低い便を対象に、無料で1便その人限定で乗れる回数券のようなものを希望する市民に市役所で無料配布するなどというアイデアを検討してはいかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、乗車率が低い路線に対しては乗車券の無料配布などで需要を喚起することはどうかというようなご質問でございますけれども、まず、コミュニティバスに乗っていただくにあたって無料ということはまず考えておりません。まず

応益負担をいただくということで、70歳以上、例えば障がいの方は100円、それ以外の方は一般の方200円というこれについては大きく変わるものではございません。また、乗車率の低いところにつきましては、やはり利便性を高める効率的な運営を検討していくということが考え方でございます。

また、需要を喚起するというところでございますけれども、運転免許証を返納された高齢者、70歳以上の方に対しましては、コミュニティバスの回数券5冊、これ1冊23枚で1万円相当なんですけれども、これを1回限り無料で配布しております。コミュニティバスに今まで乗られてない方もこれで利用されておりますし、またご家族の方についても配布していただいて一緒に乗っていただいているというところもございますので、こういった利用促進は図っております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） そういった対策が一定あることは理解しているんですけども、今私が問題にしていることは、利用率が極めて低い便がからで走っているような状況というのを見かねて言っているわけです。その運行されているという状況を含めた資源を有効に活用していくことを考えなくてはいけないんじゃないかということを言っているわけです。なので、市民部長の方がおっしゃられたことというのは少しずれているように思われます。使われる方がそれなりの負担をしなくてはいけないということを今おっしゃられたと思うんですけども、それは当然そうだと思っているんですね。なので私が先ほどお伝えしましたとおり、全部を全部無料にするとか横暴なことを言っているわけではなくて、利用率が極めて低いそういう便に対して、無料でも乗っていただいて体験していただく、あるいはふだん使っている人が混んでいる便からすいている便に移動していただくということでも利用率が上がっていくという意味では効果があることだと理解しています。

一番最初の質問に回答していただいたときに、あり得ない質問ではあるんですけども、今の状態では1人当たり661円だと。全部埋まれば22円まで下がるわけです。これが非常に無駄なこととまでは言いませんけども、ある資源を有効に活用できていない端的な数字ではないかと理解しています。全部埋めて乗っていただくことで22円まで費用対効果が下がり、市民がそれを享受することができると。使われる人がお金を払うのは一定当然のことではあるんですけども、利用率が低い状態、利用率を高くすることというのが大切でして、それこそが市民に資することになっていくと思うんですね。そこは一定配慮し

ていただきたいと思います。

事前通告の方にアイデア等を書かせていただいたんですけども、これについて少し触れたいと思います。

ごちゃごちゃ書いているんですけども、市のウェブページでそのすいている便というものを一定公開して、その便に限り利用できる、そういうことですね。端的に言うと。そういうことをやっていくことによってこのアイデア、分析していただくと私は不可能じゃないと思っているし、追加で大きな予算がかかるとも思っていないんです。

これを実行していくためには、一番最初に質問しました各便がどれぐらいの乗車率かということを把握していないと日別の利用推進を、要するにこの便ならただで乗っていいよということを書いていけないんですよ。ですので、先に述べました日別の分析というものは一定効果的なコミュニティバスの執行予算に対して有効に活用していくという効果を得るための材料になってくるんじゃないかと思うので、ご回答いただきまして、前向きなデータの取得というものを目指すと言っていたいただきましたので、よろしく願います。

加えて言います。料金を回収している関係で、関係者、関係している会社の方々はこの便に何人乗ったかというのは記録している可能性が極めて高いと思います。そうじゃないと、何人乗りましたよ、幾らもらいましたよということを書けないので、細かいデータはあるはずなんですね。その結果した受け取っていないということだと思えるんですよ。ですから、提出を求めれば大きな費用もかからず、あるいはほとんどただ同然で関係各者はそのデータを提供していただけるんじゃないかと私は思います。ご検討の方をよろしく願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 長谷川議員のこちらの方に事前に通告いただいておりますアイデアというところで、乗っていない、少ない便に対してもっと注意喚起して皆さんにお知らせして、無料で乗ってもらうのはどうかということであるかと思いますが、確かに今長谷川議員が各委託業者ですね、バス会社については一つひとつのデータを持っているのではないかとございましたけれども、当然チェックはしていただいておりますが、これを一つひとつ見直すのではなくて、やはり今回5コースから7コースに改善したときも、やはり今現在去年よりも利用者は増えておりますし、障がいの方とか高齢者の方以外に、やはり一般の方もたくさん乗ってきていただいております。全体的に見ると、やはり利用者は増えております。ですので、今回7コースにしたということはすごくよかつ

たと評価をしております。ただ、今後、次、来年度余熱利用施設ですね、こちらにも延伸をいたしますし、また拠点を体育館の方に移しますので、ある程度のダイヤ改正を考えております。そういった中でまた全体的に検証するにあたって、そういうデータについては有効ですけれども、今現在その一便一便どうかということについての対策というのは、現在考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 市長の方からもありました。コースの増便とかコースの見直しですね、そういうことによって利用率が一定上がってきて、市民に資するものになってきているということは私も理解しております。評価もしております。

私が言っているのは、そんな中で今ダイヤの改正の過程を見ている、コースに対してぐるぐるぐるぐる循環させて朝から晩まで走らせるというコンセプトは、どうしても外せないと思うんですよ。昼やめて、その昼やめた人件費を朝と夜に回すということは事実上難しいんじゃないかなと思うんです。

だから、おっしゃられていることとは別にして、昼間利用率が下がってしまうという現象はこれからも続いていくんじゃないかと思うんですよ。ご理解いただけますか。なので、データはやはり細かく取得していただいて、私の言っている昼間だと思うんですよ、これはまだデータがないので予測の範囲ですけども、そこをしっかりと分析していただく必要があると思いますし、そういうことの状況が見えて次のステップがあると思うんです。前向きに検討いただけませんかでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か余り無益な議論しない方がいいと思うんですけど、情報はあるんですよ。ただ直近を集計せよと言われてたらないんであって、ですから、ダイヤ見直しのときには各便ごとの時間帯の利用状況を踏まえて便の設定をしていますから。全然さっき言ったように無鉄砲に便を増やしたりやっていません。きちっと専門業者も入れてシミュレーションした上で皆さん方のご意見聞いています。

おっしゃるように、2人だから便をなくすというのは簡単だけど、それをやらない。鉄道と同じことで、バスですから道路を通っていますけど、一番最初これ検討したときに、デマンドでするのかこれでやるのかという検討で、やはり路線があるというこの存在をきちっと位置づけようと。

長谷川議員おっしゃるように、12人乗れるのに2人しか乗っていなかったら、あとの10人はただで乗ってもらった方がいいですよということでしょうけども、ただだから乗る人はいないんですよ。必要だから乗るんであって、もしか自分は車で行けるんだけど、CO₂減らすために乗るというのはごくまれにおられるかしらないけれども、自分で車市内動けるんだったら車で行かれます。今サービスを供給しているのは高齢化して運転免許返上とか、何らかの状況で車が運転でいない方のためのサービスです。

長谷川議員の対案でいけば、恒常的に3人だったら、今はやっている1,000ccのバンでもいいし、軽のバンでもいいんですけども、でもいつでも12人乗れるというこの安心感、今日は思い立って誘って5人であそこに行こうと言われたときに、12人までは乗れるというこの約束が要るわけだから、だからそういうことはあえてしてない。だから鉄道会社と同じ考えなんです。昼間両数を5両でもいいけるかしらないけど、でもやはり12両走らせる、8両走らせるという考え方なので、一見瞬間的には無駄になるけれども、路線を確保するという公共サービスの役割はこういうことであって、抜けているときにサービス券出して無料で乗ってもらうという施策はあえてとる必要はないという考えです。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 私も市長の意見に賛成でして、減便等を考えているわけではないんです。いつでも乗れるということは大切です。帰りたいときに帰る、行きたいときに行く。なので、便数を減らしてくれと言っているわけではないんです。あと、私鉄各社でも昼得切符など過去にあったと思うんです。すいている便を有効に活用しようという考え方は決して無駄なことではなくて、ここ細かいアイデアの方書かせていただいている、追加アイデアの中にもありますね。回数券をA4枚、B16枚等に複数種類にして、乗車率の低い便にA、乗車率の極めて低い便にB等すると、コントロールできるというアイデアも書かせていただいております。このように、満車にならないようなコントロールというのはできるはずなんです。容易に。何度も言いますが、そのためには、すいている便が具体的にどれなのかということを確認に把握しないと、私が提唱しているアイデアは実現させることは難しいんじゃないかと。他のアイデアもあっていいと思うんですけども、何よりもそこを正確に把握してやっていくことが大切なんじゃないかと思っております。

以上で質問を終わらせていただいて次に移りたいと思います。

次の質問に移ります。

御上神社交差点前の渋滞について、都市建設部長にお聞きしていきたいと思っております。

県道27号線野洲甲西線ですね。これが正式名です。それと国道8号線、この交差点の渋滞について問います。

この交差点の名称を御上神社前交差点と言って、知る人はよく渋滞についてご存知かと思うんですけども、ひどい渋滞が発生しております。特に、湖南市方面に関しては2キロを超えるような渋滞でして、それが毎朝毎朝起こっております。北櫻を越え、近江富士を越え、南櫻までも続くとてつもなく長い渋滞が毎朝展開しております。これについてお尋ねしていきたいと思えます。

野洲市内の県道、国道に関して、野洲市が予算をつけて対策する立場にはないわけですが、先ほど橋議員がご指摘された中でもありました県・国対策室というものが野洲市にはありまして、しっかり議論が重ねられているはずでございます。その中で、野洲市内の県道、国道をどうしていきたいか、そういうことをしっかり現状というものを把握していただき、分析していただき、その内容を提案を、提言を含めて国、県に解決策を含めて行っていくということが非常に重要だと考えておりますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、長谷川議員ご質問の御上神社前交差点の渋滞についての1点目でございます。市内の国道、県道に対しまして分析し、国、県に解決策を求め、提言を行っていくことが非常に重要と考えますが、どのような考えをお持ちかということについての質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、現状把握をし、分析することは大変重要だということを考えてございます。市内の国道、県道については、現場確認等を行いまして、国、県要望書にまとめまして、国や県に対しまして要望をしております。国、県要望では、国道8号野洲栗東バイパスの2024年度末全工区供用開始に向けた整備促進、国道8号バイパスの北伸並びに大津湖南幹線道路の4車線化による2024年供用開始に向けた整備促進、県道木部野洲線の久野部地先の歩道確保を含む整備促進、安養寺入町線の国道8号までの延伸、県道野洲甲西線三上小学校前の歩道整備及び交差点改良等、野洲市で課題がある路線の整備について提案も含めまして協議・要望をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今、国・県対策室及び都市建設部全体で検討していただい

ると。そして提言も行っていっているという力強い回答をいただき、一定うれしく思っているところです。

そんな中で、今回指摘している件に関して、少し深く掘り下げていきたいと考えておりますので、実情の把握がどうなっているかも含め回答をいただきたいと思っております。

この交差点は、先ほど言いましたとおり朝の通勤時間帯を中心にどの方向も渋滞するわけです。8号線の上下線ですね。県道も上下線というか、琵琶湖方面、山の方面、どちらの方も渋滞が起こるわけですが、8号線に関してはバイパスが通ることによって野洲駅前のところから分差して栗東、草津方面に対しては交通量が大きく減ることが予想されるので緩和されていくと思っております。

今問題にしたいのは、県道側の渋滞に関してです。例に出しました。もちろん琵琶湖側から湖南市側も渋滞はひどいんですけども、特にひどいご指摘いただきました三上小学校前ですね、簡単に言ってしまうとそこなんですけども、そこに関してお話を聞いていきたいと思っております。

その今の県道の交差点に対して、渋滞を解消していく対策としての8号バイパスがあるという理解なんですけども、それを待つことによってある程度解消されていくだろうというスタンスなんですか。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 国道8号と交差する県道野洲甲西線と県道小島野洲線の渋滞につきましては、以前より把握してございます。

また、1日ではありますけれど、御上神社前交差点で朝の交通量を確認しております。朝の7時から8時までということで、交通量としまして、三上小学校側から議員ご指摘のように左折車両187台、直進車両が256台、右折車両が31台、七間場自治会側から左折車両が4台、直進車両は261台、右折車両は105台でございました。

通過車両から考えますと、湖南市方面をつなぐ重要な幹線道路として朝夕の利用度が高い重要な道路であるということを考えてございます。

渋滞対策といたしましては、先ほどから出ていますように、国道8号野洲栗東バイパスの供用と考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ご回答の方を大変早く数字を言っていただいて、急いで速記さ

せていただいて、今すばやく分析をさせていただいたところなんですけども、この直進車両、上下線とも256台前後という数字なんですけども、これ極めておもしろい数字でして、近い数字が上がっているところなんですけど、これはつまり信号の限界にまで来てしまっているということを指しているんだと思うんですね。上下線とも。だから似たような数字になってしまっていると。もうぱんぱんなわけです。どうにもなっていないわけですね。

それに対して、左右は、右折はしにくいので台数が減る等あると思うんですけども、それにしたって三上小学校側から御上神社前の方で考えると4台と極めて少ないんですね。これに関しては、以前私が直した方がいいんじゃないかというカーブのことについて市長の方から返答をいただいて、そっち側には通すつもりはないんだと、その4台と今指摘された方向で行くようになっていないかと言われたんですけども、それは右折車両がその山手地先の方に曲がっているからこそ、ここの渋滞が若干解消されているということを示しているんですよ、このデータは。加えさせていただきます。

一定減ると考えているかということなんですけども、次の質問ですね。湖南省からの直進、左折が非常に多いため、直進車の滞りも起こっている中で、国道8号のバイパスの完成で一定渋滞が減ると考えておられますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 御上神社前交差点側の調査で、7時15分ごろから国道8号栗東方面につきまして、やや渋滞が始まりまして、7時25分ごろには県道野洲甲西線七間場方面の右折車両が青信号でも進めない状況が続いておりましたが、直進車両を妨げるような状況までには発展しておりませんでした。しかし、当交差点の渋滞要因の1つとして捉えています。

そのため、国道8号野洲栗東バイパスの整備によりまして、小篠原方面からの通過車両が分散され、交通の流れが変わることで渋滞減少につながると考えております。

また、バイパスの整備をされますと、県道側が主となることで、信号のサイクルタイムの変更の可能性もありますので、現在の県道部の車両の流れに変化が出てくるということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 新たな道路、国8バイパスの完成によって信号の割り当ても一

定変わるんじゃないかという指摘は少し斬新というか、おもしろいなと思って聞かせていただきました。そうなるといいなと私も思いますので、そういう働きかけも合わせてしていただきたいと思います。

言われたことなんですけども、私は国8バイパスの完成によってそれほど渋滞は解消しないのではないかと考えているんです。それにはしっかりとした理屈がありまして、ご指摘されたんですけども、直進車を妨げないとおっしゃっておられるんですけども、実はこの交差点、三上小学校側から神社の方に行く場合ですね、左の車線が非常に短い状態が起こっております。見に行っていたのがご本人であればわかるかもしれないんですけども、あるいはビデオを撮っていただいてそれを見ていただければわかると思うんですけども、列が満タンにならないケースも出てきてしまっているんです。それはなぜかという、直進及び左折の列ができ過ぎていて、左折レーンが短いために左折レーンに入れない人たちが後ろで待っているんですよ。ちょっとわかりにくいですかね。左折レーンが十分長ければ、どんどん左折によけることができ、直進車というのはもっと詰めることができるんです。そうすると、信号の長さが一定のとき、より直進車が流せる可能性が出てくると思うんですね。

先ほど少し触れましたけども、右折レーンの問題ですね。三上の山手地先の方に行くべきではないという市長のご指摘なんですけども、そのレーンに関しては右折レーンですね、1台分程度しかないです。トラックが入ってしまうと直進車が流れないような状況です。合わせて指摘しておきます。

今青信号の長さは幹線に割り当てられて長くできないのではないかということをご指摘する文書の方、通告の方で出させていただきましたが、今言ったような可能性があるのであれば、そこは前向きに検討していただきたい、先ほどお伝えさせていただいたとおりです。

いずれにせよ、その信号の時間に対したくさんの車を通せるためには、車線数を確保するのが合理的な解決方法になってくると思います。その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） もう少し何か過去の経緯とか議会の議論を踏まえてご質問されたらいいと思うんですけど、国8は私11年前に市長になったときにマニフェストに大きく掲げています。一番よく知っているから。そのときに、いろんな人が今さらこんな道路掲げたら、あんたマニフェスト実現できないからやめた方がいいよと言ってくれたんですが、これは譲れない。国の計画決定してあるものを実際とめていたんですよ。野洲市長はとめ

ていた、実際。積極的に。どのまちもやるつもりなかった。私はやり遂げようと思って、何年も準備して、今から7年か8年前によく促進協議会をつくったわけですよ。なつてすぐに栗東市の当時の市長に言ったら、やる気全くない。やるのだったら勝手に野洲から頑張ってくれと言われて帰ってきた。本当ですよ。いろいろ話して、当時の太田さんという栗東の議長がいました。彼は、議会を私が働きかけると。市長あんたやりなさいと。ちょうど私より後輩の市長になったから、みんな。ようやく促進協ができたんですよ。そこからずっと動いている。国に言っただけでもう終わりの道路ですよ。全く死んでいた道路。これをいろんな国交省も反応を示してくれた人がいて、もう名前を挙げられるくらいです。それで国会議員も動き出して、地元に行ったら、法線が決まってからほ場整備しているわけだから、だまされたという話で、一時私の悪口が広がっていましたよ。でも私は貫こうと思ってここまでやっている。国、県とかそういう話と違う。通過交通で混んでいるわけだから、国8の今の交差点へ来る栗東、草津、八幡の方から来る交通量は一定存在するから、それを全てバイパスに流せば今の国8の交通量は絶対減るわけです。そうしたら、県道の三上小学校の方から来ている交差点の信号は増やせるわけで、現に5年ほど前に当時の県警本部長が何か国からのモデルとって1億5,000万円ほどで何とか信号、モーターメンテナンスだったか何か勝手にやったから、私とめたんですよ。もうおっしゃるように、交通量の問題であって、信号のさばきじゃない。ここから大橋までやって、大渋滞で、初日なんかすごい。市役所にも電話かかってくるから、県警に電話して県警本部長、御上神社のところ、どこかのレストランの前の人形みたいに頭下げておくと私言いに行っただけ。電話したぐらい。本当ですよ。

だから、立体交差にするか、バイパスで追加交通を流すか、これは昭和57年の事業化されているということは、事業化するだけで5、6年かかるわけだから、もう50年代の初めからあの問題は存在したわけで、長谷川さんが生まれる前より存在したんですよ。昭和57年に事業化されているわけで、通常事業化される前だけでも5、6年かかるわけで、そういうことなんですよ。今順番に進んで、ここまで来たのは奇跡に近い。いろんな人の協力で。本当ですよ。

それともう一つ、今言った県道の右左折は、前も言ったと思うんですけど、30年ほど前、あそこの交差点改良があったときに、私も中にいたから、担当者にあそこの左折ラインはとってあるのかと言ったら、とってないと。地元要望あるのかと言ったら、ないと。つくってあげてくれと言った。結局は、土地はもう買ってしまっていたので、あの中で工

夫をして左折ラインをとったから、かなり厳しい。でもゼロよりはいいので、左折ラインをつくらせて、そして左折の信号が先に出るでしょう。だから限界がある。あとやることといったら、バイパスをつくって国道の信号の時間を短くする。それによって県道の交通量が増やせる。そして今青の右折の時間ももっと短くできるというのが今考えていることであって、今それだけでも毎年何十億の金が投資されているわけで、そこに厳しい県財政の中でいわゆる県の負担金も存在する。まず、いかにそれを早く頑張るかということで、ぜひ長谷川議員も一緒に汗をかいて下さいよ。促進協の総会にも来て、一緒に声を挙げて、大阪にも東京にも一緒に行ったらいいじゃないですか。もうこんな評論家みたいなことをやっている話と違って、質問するんだったら過去のここ7、8年のいろんな人の動き、プラスもマイナスも。それを見ながら、何か簡単にアイデア提案しているような話では私はないと思いますよ。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 市長及び関係各所の方々がご尽力されて今の現状まで何とか持ってきていただいていると、あの信号の一時期大問題が起こった件も存じておりますし、理解しております。そしてそれが何というのかな、評価に値しないと言っているわけではなくて、それは非常に高く評価されることだと認識しております。

今私が言っているのは、そんな中で8号のバイパスの工事が始まってしまったら、あそこの交差点のことが見放されてしまう、停滞するのではないかということを中心に質問を進めさせていただいているんです。8号のバイパスが完成したら、一定渋滞が解消するんじゃないか、結果を待とうじゃないかという話にして野洲市の動きが遅くなることを避けたいと、そういう意図が最後まで貫かれますので、続けて質問させていただきます。

先ほどもうやりようがないというようなことをおっしゃられたんですけども、これ事前通告、市長の方事前通告読んでおられますか。私に反論されるときに、どうも市長は事前通告の方を読んでおられないような気がするんです。私よく市長が出てきていただいて話していただくのはありがたいと思っているんですけども、私。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員、ちょっと。質問を続けて下さい。質問をしっかりとその内容を言って下さい。

○3番（長谷川崇朗君） 読んでいただきたいと思います。読んでいただかないと質問の意図もわからないし、読んでいただけていないのにもかかわらず、そんな中で質問の意図

がよくわからないなどというのはちょっとばかにした言葉なんじゃないかなと思います。

続けます。

今、市長がおっしゃられた例えばもうやることがないということはなくて、お金は莫大にかかるから現実的ではないにしても、例えば御上神社方面に対して直進2車線、左右それぞれ1車線の車線があれば解消していく話じゃないですか。そんなお金がどこにあるんだと言われたら、それはそうなんですけども、やることがないということはないし、需要がたくさんあるということであれば、それに対応していくのが県とか国とか市とかの仕事ではないかと私は理解しています。それも、ここにも書かせていただいているんですけども、県道全部がそうある必要はなくて、交差点のところだけ効率よくしていけばいいんだから、それでも大変なんですけども、買収等伴うので。今までの苦労もわかりますし、まだまだやっていかなければいけないということの意見として言わせていただいて、その思いを共有していただければなという思いであります。国道8号バイパスの完成をそういう意味で、ただ待っているのでは対応、対策の方が遅いと考えます。その点について、今申し上げましたその点についてどうお考えでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 車線を広げるというのはいかに大変なことなのか。

○3番（長谷川崇朗君） わかっております。先ほど言いました。

○市長（山仲善彰君） ですから、野洲市内には県道で湖南幹線遅れていたから、野洲の橋をかけて整備しています。年間巨大なお金が動いている。あそこに用地を買いに行って、道路を拡張する、全体の限られた中でそういうことができるかどうか。その分はじゃあ湖南幹線の速度を遅めるということになりますよ。まず特化して行って、どこからやるかということですよ。ましてや、国8ができれば一定の効果があるのに、そこに用地買収をして、用地買収しようと思ったら計画決定を打てないとやれないわけで、道路を整備するというのはいかに大変なことなのか、きちっと地権者にも計画があるから用地を提供下さい。それがあから交付金もつくわけで、市民のポケットマネーでやるわけにいかない。県道だから。だから、私は三上小学校も早くからやるよと。一定のところまで市が土地買ってやると言たって、それでも県はついてこれないぐらいなんですよ。だから何か気楽過ぎる、話が。

○3番（長谷川崇朗君） 気楽には言ってないですよ。

○市長（山仲善彰君） いや、気楽です。今、何回言っても車線。当時でもまだ舗装する

前だから計画段階で確認して、用地を買えないのかと、この際にと。担当者は無理ですと言った。それなら、せめて右左折、直進をつくってやってくれという中で、手持ちの範囲で、だから多分30年ぐらい前ですよ。あれができただけでも、それだったらもっと早く野洲町はあそこは右左折、直進やってくれと要望しておいたらそのときに用地買ったわけじゃないですか。一回計画をやって、用地買収までいったものを、かろうじて手直しでやってある。それを今さらこのエリアに国も県も巨大な投資をしてくれているのに、あその路線にこだわって1車線増やせという、それを頑張れと言われて、はい、そうですかなんて、そんな簡単に言えない。私はい、そうですかと言うんだったら、部長は多分言えないと思いますよ。立場上そんなことは。これを部長に聞くなんというのは酷なことだし、私に聞かれたらはっきり断言します。国8が動いていないんだったら頑張っておそこを立体交差にするとか、いろいろやりますよ。でも一方で動いているから、ここには資源は優先度が低いから投資をしませんと。

今、国8が、バイパスが動き出してから何やったか知っていますか。御上神社の両側歩道を整備してもらった、国で。今やっておかなければ、県に落ちたらできないから。あれ、コミセンから御上神社の交差点まで両側歩道ができたでしょう。土地は買えないと言った。持っている路肩を広げて両側歩道を確保して、それと妙光寺の方まで水際がなかった。あれも何とか何とか。本来、計画があったけど、一地主者とうまくいってなかったから、土地を買ってもらおうと思ったけども、もうそれが終わっていたから手持ちの範囲で、結構あれ構造的にお金かかっているんですよ。擁壁を立ち上げて。だから、ガムみたいな歩道だけでも、もうそれでもいいかと言われたので、車道を走るよりはということで、あれもかなり巨大投資です。だから、国道が県道に落ちるまで、最大限今あのエリア、三上のエリアは歩道整備はしてもらっています。でも本道の車線を広げるなんていうこと、安易に、言うのは言ってもらって結構ですよ。でも答えよと言われてたら、それははっきり厳しいと申し上げておきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今、市長自身がおっしゃられたとおり、長い期間を経て皆さんに理解をしていただいて、やっと動いていけるというのが現状だと思うんです。だから私が今言っているのは、やりますと言えないのはわかっているんですよ。冒頭でお伝えしましたとおり理解しております。片方が国道で片方が県道なんだから、野洲市の予算で何とかなる件でもないし、仮に野洲市の予算で何とかなるにしてもお金が物すごくかかること

で容易ではない。わかっているんです。その中で、もちろんその道路を使っていくのは野洲市の市民だけじゃない。湖南市方面から来る人が大多数を占めたりしているはずで、そういうことを考えていけば、予算は国なり県なりが持っていて当然のところもあると思うんです。しかし、その交差点は野洲市に存在していて、野洲が解決の主体になっていくということで話を前向きに進めていける可能性があるのだから、そのように取り組んでいきたいと思いますということはできるはずなんです。提案をしていくことは。私はそれに対して、具体的なアイデア、案ですね、アイデアというのは案でいいと思うんですけども、案を持って取り組まないと向こうの人は動いてくれないですよという指摘をしたいわけです。ここに書いたとおり、道路を安易に増やせというわけでもないんですよ。それはお金に限界があるので、道路を増やしたいですけども、つく予算に対してできる範囲というのがあるでしょう。だから、もっと野洲市は真剣に考えて、これくらいの予算が出るんだったら、これくらいの規模でできるんだったらこういう改良が次は有効であるとか、もっとお金が出るんだったらこういう改良が有効であるとかいうことを真剣に考えて、国、県に申し上げていかななくてはいけないということを市政として貫き、今から8号のバイパスができれば、市長は盛んに今あそこの渋滞は一定解消するはずだとおっしゃいましたけども、私はやっぱりそうは思えないんですよ。いただいたデータ、片方が256台、片方が261台、信号の限界に来ているわけですね。本当に信号長くしてもらえるかということその確約もないわけじゃないですか。約束あるんですか、市長。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 約束って、交通量が減ったら信号は短く自ずからなるじゃないですか。今は幹線国道なわけだし、現に私毎日出てくるときに、あそこのラーメン屋さんの交差点、もう交差点に車がなだれ込んで、私が渡ったりするのだけでも厳しいぐらいなんだから、それほど交通量多いわけだから、でもあそこはもう今後はこちらからは八幡の方に行けないぐらいになるんですよ、あのラーメン屋さんの交差点は。というぐらいの道で、片側行きどまりの道になるわけだから、今までとは全く交通量が違ってきます。そうしたら、今と信号の間隔が違ってくるのはこちらが頼まなくても、頼みもしますけども、頼まなくても現国道の栗東向きの青の時間は短くなります。だから、それを見てからの話じゃないですか。それを今からとか、車線広げるとか、私が車線を広げて下さいと言ったら、湖南幹線ちょっと遅らせましょうかと。今力をかけている久野部の交差点改良、あれも事業は県ですよ。今結構野洲市内で県と国の事業、これ多分県内でも最大動いている、

実際は。遅れてきたから、今まで、4、50年何もやってもらってないから、川も含めて。その中にあそこにこだわって、あえて胸を張ってやってくれと言いに行けますかと言われてたら、私はまず湖南幹線と久野部の交差点等々幾つか課題のあるところをやってほしいと。市も湖南幹線がついたら今度は市の道路と県道とかの交差点いっぱいあるので、そこの改良もしていかなとだめなんですよ。こちらはバックボーンができようとしているから、待っているわけじゃなしに、待たざるを得ないのではないですかということを説明しているのに、すっとんと落ちないのは残念ですけども、言うだけのことは全てお伝えをしておきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 市長の道路に対する一生懸命なご意見というのをお聞きして心強く思っております。今、市長がおっしゃられた全てのことを行って、強く推進していただければと思いますので、何とぞよろしくお願いします。

それにしても、最後のこれは締めになるかどうかなんですけども、抜本的にレーンの拡充が必要になってくるんじゃないかと私はその交差点に関しては思っているんですね。御上神社前に関しては。

部長に問います。レーンの拡張に関して国・県対策室として一定の解決方法を見出し、促進していくという考えは持っていただけますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 野洲市として、県の方の対応ということでございますけども、あの交差点につきましては国道8号野洲栗東バイパスが完成供用を待ちながら、今の現状の中でどういうふうに対応していくのか、今の現状でベストだと思うんです。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 2年ほど前に、国のかんりのレベルの政治家兼閣僚ですけども、一緒に滋賀県の幹部行ったんですけど、国8がだんだん動いてきた、滋賀県国道進めてあげますけども、財源手当てについてこれますかと本当に心配してくれたんですよ。まだその人は閣僚ですけども。それほど滋賀県厳しいのに、県単独であそこの交差点を直しに行くんやったら国8バイパスも遅らせます、野洲川の湖南幹線の橋も遅らせますということですよ。要望の裏には責任ある政治家であれば、やはり財政計画持たないといけないし、野洲市の市議会議員さんであれば、自分ところも大事だけれども、今野洲市内でどれだけのもの

のが動いているのか、久野部の交差点こそ50年皆さん願っていて、ようやく今地元がお墓もお宮さんも協力いただけた。このときに滋賀県にぐっとやってもらわんと困るので、あそこそ危ないですよ。まだ渋滞も私深刻だからやっているけれども、あの久野部の交差点を今までほってきたことだけが、これも私ずっととなったときから力を入れていて、ようやくここまで来ているわけであって、悪いけど、国・県対策室で重要なことやっていきますけど、これはつなぎをやってきているわけで、国・県対策室が政策を決めているわけじゃないんですよ。何か勘違いしているのと違うかなと。もうちょっと市の組織のこと、政策決定は市全体でやっているわけで、国・県まさに関係の対策室なわけですよ。ぜひ自分のところの足元も大事だけでも、市全体、県全体、国家予算、これ見ていただいて、その上でご質問いただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ご指摘は重々承知した上での話をしているつもりなんです。

その交差点は、地元地元とおっしゃいますけども、何度も言いますとおり、渋滞の大きな原因は湖南方面からの車だと思うんです。野洲市内の車の量だけでああなっているわけではないのは明らかなわけで、ですから今広い視点でとおっしゃられたんですけども、私があので交差点のことを指摘しているのは、もちろん広い視点で考えているんです。渋滞に巻き込まれて貴重な時間をロスしていくというのは、国という視点で見れば国民の生産性の欠損でありますから、渋滞というのはもちろん減らしていく、なくしていくというのが基本であって、そのために全体的な計画等があると理解しております。ですから、野洲市の交差点であるその交差点に関しては。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員、ちょうど終わりました。

○3番（長谷川崇朗君） 積極的にお願いします。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩いたします。再開は3時5分といたします。

（午後2時50分 休憩）

（午後3時05分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3号、第7番、津村俊二議員。

津村議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございます。今回は大きく3項目にわたって質問させていただきます。

早速第1項目目が子育て支援についてお尋ねいたします。

子育てに関するさまざまな情報を一元的に管理活用できるような取組が必要だと感じております。

子育て世代の方たちとお話をする中、新聞や広報紙などを見ない若い世代が急増している中で、さまざまな子育て支援施策の案内において、個別の通知やあるいは広報紙などでの案内を行われていますが、ついつい見逃してしまうことがあるとのこと。また、子どもたちの発育や健康管理に関して、母子手帳への記入がもう少し簡単にできればよいとの声もありました。

野洲市のホームページには、子育ての項目に子育て支援施策、各種行事、案内や相談窓口等があり、積極的に情報を得ようとする方には一定の役割を果たしていると思います。

そこで、本市における子ども・子育て支援制度において、保育をはじめとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談、助言等の実施について、現状と今後の対応についての見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、津村議員の子育て支援についての質問の1点目でございますが、子育て支援に関する情報提供や相談、助言等の実施について、本市の現状と今後の対応についてのご質問にお答えします。

子育て支援に関する情報提供につきましては、妊娠・出産・育児までの子育てに関する情報紙であります野洲市子育てガイドブックの発行や、「広報やす」での情報掲載、そしてホームページ等で適時情報の発信を行っているところでございます。

子育て支援に関する相談や助言等につきましては、健康推進課の妊産婦相談やすこやか相談など、電話や面談による相談事業の他、赤ちゃん訪問や乳幼児健診、各種教室などでも相談や助言を行っております。

また、市内に3カ所ございます子育て支援センターにおいても、随時子育ての相談を行っており、平成28年度からは野洲子育て支援センターに子育てに関するアドバイスをを行う子育て支援コンシェルジュを配置し、相談、支援体制の充実を図っているところでございます。

今後におきましても、市広報紙やホームページ等にて適切な時期に情報提供を行うと共に、相談等にあっては、さらなる相談のできる機会の周知に努め、継続してきめ細やかな対応を行ってまいります。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。広報とか一般紙をとられてない方とか、広報は手にされないというか、されていない方がおられると思うんですけども、そういう方たちへの何かフォローみたいなのはあるんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの広報紙を手にされていない、いわゆる新聞折り込みで広報紙の方しておるんですが、まず広報紙新聞折り込み以外についても希望によりまして直接郵送されるという制度がございます。これ1点でございます。

それと、広報紙と同様の内容を市内の各施設、あるいは子育て支援を主にする市内の各施設に情報のチラシ等も配置しておりますし、小児科医院ですね、この病院の方にも関係する情報の方を置かせていただいている状況でございます。

あと、その広報紙を手にされない場合につきましては、市のホームページですね、そちらの方で情報をアクセスしていただきますと、先ほど質問でもございました子育て支援のサイトの方から情報を取得いただくと、そのように対応の方できるようにしております。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

子育て世代のお母さんたちが頻繁に使われていますスマートフォンアプリを使ってワンタッチで情報を見ることが、より案内などの情報が伝わりやすいとのことでありました。他市でも今滋賀県でも幾つか採用されている市があります。そんなお話を聞きましたので、子育て支援アプリについて調べさせていただきましたので、導入されている自治体での利用状況を紹介したいと思います。

スマートフォンアプリへの情報発信は届けたい世代の方たちに市の情報を届けられるツールであります。妊婦検診、乳幼児健診、予防接種、子育てイベント等の案内のプッシュ通知でのお知らせが可能で、健診、予防接種はイベント参加率の向上にもつながります。また、電子化されるので母親と父親、母親と祖父母間までの情報共有が可能であり、例えば父親が子どもを病院に連れていく場合にも、子ども情報を共有していれば問診票などへの記入に困らないなど、父親の子育て参加がしやすくなるなどの効果が見込まれます。ま

た、転入、転出時もそのまま利用可能で、過去の情報も閲覧できるなどの利点が述べられています。

利用者の声としては、予防接種のスケジュール管理ができ、受け忘れ防止アラートで接種日を忘れずに済んだ、データがバックアップされているので母子健康手帳を紛失したときでもすぐに復活できて、乳幼児健診や予防接種の記録がなくならずに済んだ、プッシュ通知でタイムリーな情報を受け取ることができるので便利などが挙げられております。

自治体からは、市からタイムリーにお知らせを送信できるのがよい、また予防接種に関する問合せが減少傾向にある、12カ国語対応なので、外国人のママ対応にも安心、ワクチン誤接種が減少したなど、スマートフォンアプリの利用した効果が述べられていました。

野洲市としても子育て支援スマートフォンアプリの検討をされてはいかがと考えますが、見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、2点目の子育て支援のスマートフォンのアプリの検討についてのお答えをします。

通告の中で、アプリの活用でお示しいただいた乳幼児健診や予防接種、子育てイベント等の情報につきましては、本市では、先ほど1問目でお答えしましたけれども、市の広報紙をはじめホームページ等々でお知らせしている他、各施設、これも先ほど言いました市内の小児科医院などにも協力を得てチラシを置くなどして情報提供を行っております。

そして、母子健康手帳の交付時、あるいは赤ちゃん訪問、また乳幼児健診時の他、子育て分野に関する各種相談事業、日常の窓口対応などにおいて、保健師などの専門職、あるいは担当の職員が面談により、きめ細やかで丁寧な対応を行っているところでございまして、相手の認識度、あるいは理解度などを把握できる身近なところでのフェイス・ツー・フェイスによる対応が重要であると考えております。

議員ご提案の子育て支援アプリの先行導入の自治体に問合せをしましたところ、導入はしているんだけど、子育て世代の世帯のいわゆるダウンロード、それを入手している率がそんなに上がらないというようなことも聞き及んでおります。それからアプリを導入しようとした場合の初期費用ですね、それからランニングコスト等もかなりの経費もかかるということも聞いてございまして、随時情報を更新する、新しい情報を次々送ることもその更新のための人の配置、人件費等もかかるというようなことも聞いております。

こうしたことから、現時点で子育ての支援アプリの導入は行わず、今後も専門職を中心

とした職員によるフェイス・ツー・フェイスのきめ細やかな対応と、先ほど申しました広報紙、あるいはホームページ等、それから各種チラシなども含めた情報の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。確かに利用率というのは低いというふうにも私も認識はしておるんですけども、私も娘がいて孫がいるんですけども、たまに手伝ってというか、手伝いで一緒に病院に行ったり、また娘が行けないときに孫を連れて接種に行ったりするんですけども、全然情報は当然母子手帳を私が全部見ているわけではないので難しいんですけども、ただ、災害時とか、その母子手帳が先ほども言いましたけども紛失したりしたときとか、情報が何にも残らなかったり、過去にそういう肺炎球菌で亡くなられたお子さんが事実いらっしゃったりして、私もそういう予防接種って小さいころにたくさんいろんな、今でしたらインフルエンザをしたり、場合によっては2回受けたりとか、そういうことが抜け目なく本当はしなければならないのに、こういうもうちょっと機能というか、利用率を上げて、正確な通知が行き渡るように、また親族がというか、その小さな子どもに対してみんなが共有して、家族が情報を共有して対応するのには、私はこのアプリは非常に使い勝手がよければ有効に生かせるんじゃないかというふうに思うんですけども、今後少しでも検討をしていただけたら、少しでもというか前向きに検討していただけるようには考えていただけませんかでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 幾つか質問いただきました。

まず、津村議員がお孫さん云々ということで、情報ということをおっしゃったんですが、私もこの質問をいただいてからいろんな情報を調査しました。公がやっている以外にかなり俗に言われる無料アプリということで、同等の機能を持ったアプリが存在します。そちらの方でいろんな子どもさんの生年月日を入れると、どのタイミングかで予防接種をする、あるいは受けたやつを入力する、それをお父さん、お母さん共通で使う等、そういうようなことも現実的にやられているという情報もございますので、一旦市の方は今のところということなので、そういう情報についてはもう既にそういうことで共有の方はされているような状況もあるというのを伺っておるのが1点でございます。

それと、先ほどから面談ということでフェイス・ツー・フェイス強調させていただいて

いるんですが、母子手帳、妊娠しましたというところから始まって、その後いろんな健診等、それ全てお父さん、お母さん等が保健師等と会って対話をします。そのときに母子健康手帳とかそういうものを一旦見まして、これが抜けていますとかいうそういうことも全て情報の中の確認をしながら、そこでフェイス・ツー・フェイスでいろんな助言等もさせていただいております。

3点目が、母子健康手帳をなくしたとか、いわゆる紙ベース、そういうものをアプリでやって共通で、あるいは復元もというお話なんですけど、現在母子健康手帳につきましても担当の方に伺っておりますと、紛失の話も市民さんから当然ございまして、その分につきましては、先ほど私言いましたいろんな場面場面でやりとりをしたやつを市の方で情報を持っておりますので、それを提供して母子健康手帳の復元をするようなことでお返しするというような対応の方もさせていただいております。

以上、3点でお答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ぜひとも今後また時代の変わりと共にスマートフォンアプリももし検討することがあれば、またぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。

骨髄バンクのドナー登録推進についてであります。白血病や悪性リンパ腫骨髄腫などのいわゆる血液のがんについて取り上げたいと思います。

血液のがんは、以前はなかなか治りにくいと言われておりました。その複雑さやイメージから、もう助からないのではないかと感じてしまうかもしれません。

しかし、現在は医療の技術も進歩したので、血液のがんになったとしても助かる場合が多くなってきているようであります。

治療法は抗がん剤を使った化学療法、放射線療法、造血幹細胞移植療法などが主なものであります。病気の種類や患者の症状、年齢、体格、社会的要因などにより、まさに十人十色の治療法が選択されます。

その中で、造血幹細胞移植について質問いたします。

血液のがんを患った人の中には、先ほど申し上げた選択肢の中で移植しかないという方もたくさんおられます。文字どおり移植でありますから、健康な造血幹細胞を提供してくださる方、ドナーがいて初めて成り立つ治療であります。

その取りまとめや患者とのコーディネートをしているのが、日本骨髄バンク並びに臍帯

血バンクであります。骨髄バンクはドナー登録希望者から2ccの血液検体を採取し、必要な情報のみ登録するところでもあります。臍帯血バンクは、提供希望者の出産時にへその緒から採取した臍帯血をそのまま冷凍保存するところでもあります。

さて、骨髄バンクでは、ドナーの登録者の確保が大きな課題となっております。登録できる年齢が決まっており、18歳から54歳までで、55歳になり次第登録から外れていきます。実際の骨髄採取は二十歳以降になります。今年2019年9月末現在のドナー登録者数は全国で約52万人、骨髄移植を行っている他国と比較すると、ドナー登録自体が少ない現状であります。

それで、1番目に質問します。

平成24年に移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行に伴い、県や保健所設置自治体等によりさまざまな対策がとられてきていると思いますが、ドナー登録の実態に対する認識はどうかお聞かせ下さい。また、保健所管内の血液のがんの患者数、造血幹細胞移植数、ドナー登録数をお聞かせ下さい。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、津村議員のご質問の2番目、骨髄バンクドナー登録推進に関するご質問にお答えをいたします。

まず、1点目のドナー登録の実態に対する認識に関するご質問のうち、ドナー登録数は、平成31年3月末現在で215人でございます。これは、平成29年の同時期では163人、翌30年では190人ですので、着実に増加しているという状況でございます。なお、保健所管内の血液のがんの患者数、また造血幹細胞移植数につきましては、保健所単位、市町単位での公表はなされていないことから、本市の状況は把握できておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ドナー登録者を増やす対策について伺いたいと思います。

がん全体に言えることではありますが、罹患率が年齢的に50代で増加に転じ、60代から急増するそうであります。先ほど申し上げましたが、骨髄移植のドナー登録は54歳までですので、少子高齢化により需要と供給のバランスは厳しさの一途をたどり、移植を必要とする患者が増え、ドナー登録者が減ることになります。まずは啓発普及が重要となります。

簡単に登録から提供までの手順を御紹介させていただきます。講演会や啓発事業に参加

したり、知人から勧められたりして登録してみようと思った方は、決められた場所で十分な説明を受け、2ccの血液を採取し登録となります。

造血幹細胞移植の1つである骨髄移植は、白血球の8つの型の一致が必要であります。兄弟で4分の1の確率、親子ではほとんど認められず、他人の場合では数百人から数万人に1人という確率で一致するということであります。登録者の適合率は90%まで高められておりますが、ドナー登録をしても、実際に提供に至るケースは約60%程度と言われております。登録して適合する患者があらわれた場合、最寄りの指定病院で骨髄を採取することとなります。適合したからといって、必ず実施ではなく、本人のそのときの意向、健康状態、最終的には弁護士立会いのもと、家族の同意まで必要とする慎重な判断がなされます。実際の骨髄採取には説明や健康診断で2、3日の通院、採取に向けた体の準備、採取で4、5日の入院が必要となります。想像よりかなり大がかりなことに感じますが、ドナーさんの体験談からすると、全身麻酔で痛みもなく、大げさな献血という感覚のようであります。ちなみに、ドナーさんは全て無料、費用は全て提供を受ける患者負担となります。

ドナー登録推進のための支援についてであります。

骨髄バンクを介して骨髄移植をする場合、患者さんと適合してから採取後の健康診断に至るまで、8回前後平日の日中に医療機関へ出向いたり入院していただくこととなります。その日数をドナー自身の有給休暇を使うのではなく、勤務先がその休日を特別休暇として認めるのがドナー休暇制度であります。勤務先にドナー休暇制度があることはドナーの心理的、肉体的な負担の軽減になります。企業、団体によって従業員にドナー休暇を導入しています。これまで日本骨髄バンクで確認がとれている民間のドナー休暇制度導入企業、団体は現在300社を超えていると認識しております。確認ですが、地方公共団体もこの制度があると思いますが、またこの休暇の取得実績はあるかどうか、お聞かせ下さい。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、津村議員の2点目のご質問でございますドナー休暇制度について、地方公共団体にもあるのか、またその取得実績についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本市においても、特別休暇の中で骨髄等を提供、あるいは提供するための登録をする場合などにおいて、それに係る検査、入院等のため、必要な期間についてはドナー休暇を認めております。なお、野洲市になってからドナー休暇の実績は現在のところございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） そういう制度があるということで安心しました。ただ、まだドナーの登録がどれぐらいかというのは把握されていないんですね。

では、次の質問に行きます。

さらに踏み込んだ支援を実施している自治体があります。骨髄提供する際の休業助成制度であります。本人や企業に対し助成金を交付する制度で、自治体により内容は異なりますが、全国315の市町村で制度があり、日額本人2万円、企業に1万円という内容が多いようであります。検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、津村議員のご質問の3点目、骨髄提供する際の休業助成制度についてのご質問にお答えをいたします。

命を救いたいという善意を応援するためには、骨髄提供の場合、就労を一定程度まとまって休暇をとる必要があり、それに対するドナーの経済的負担の影響、特に自営業の方にとっては提供に伴う休業が収入に直結することからも、その負担の軽減を図ることが必要であると考えております。

現在、県内では甲賀圏域2市で制度化をしており、他の湖南管内の3市でも可能であれば令和2年度から取り組みたいという意向を持っておられます。

本市としましても、近隣の動向等に鑑み、現段階では令和2年度から取り組もうというふうに考えております。

なお、現在の制度設計案としては、先行実施しております湖南市及び甲賀市の例と同様に、1回の提供につき1日当たり2万円、最大で7日分14万円の助成を考えております。また、一人でも多くの患者さんの命を救うため、骨髄移植及びドナー登録への理解、普及啓発につきましても、今後も可能な限り取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。そういう方がいらっしゃらないのいいんですけれども、やっぱり実際にそういうドナーを求められている患者さんがいらっしゃいますので、ぜひともそういうドナー登録の方を増やせるように、また市ではそういう普及啓発をどのような形で考えておられるのかを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、再質問にお答えをいたします。

啓発につきましては、一般的には広報でありますとか、あるいはホームページ、それと医療機関へのチラシの配布ですね、それから関係行政機関あるいはコミュニティセンターとか、そういうところへのチラシの配布ということを考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。年齢制限がありますので本当に難しいと思うんですけども、私もそういう年齢に適している方にはまた口コミで広げていきたいというふうに思っております。

最後の質問に移りたいと思います。

ナッジ導入についてであります。余り聞きなれない言葉なんですけれども、私もこの言葉を耳にして、見聞きして非常に優れたというか、お金もかからないのでいいなというふうに思って質問させていただきます。

人間の行動は必ずしも合理的ではなく、直感や無意識に左右される部分が少なくありません。こうした人の行動は、心理を分析する行動経済学の知見を生かすナッジと呼ばれる手法が今注目を集めております。人々をよりよい行動へと自発的に促すこの仕組み、自治体などでも採用され始めております。

ナッジはもともと英語で、NUDGEで、そっと後押しする、別の意味も肘でつつくとかいう意味はありますけれども、ここではそっと後押しをするとの意味を使わせていただきます。

行動経済学では、個人の選択の自由を残しつつ、ちょっとした伝え方の工夫などを手助けすることにより人々に賢い選択を促す手法として定義しております。

ナッジの概念は、提唱した米国の行動経済学者リチャード・セイラー教授が2017年ノーベル経済学賞を受賞したことで広く知られるようになりました。欧米を中心に公共政策への応用が進む、他者の行動に影響を受ける、社会規範に従う、人間の行動傾向を踏まえた事例があります。英国では、ナッジとして納税の督促状に10人中9人は期限までに支払っている、税金は期限までに納めるものという内容のメッセージを添えたところ、従来と比べて約5ポイントも収納率は高まったという。補助金や規制といった従来の政策手法と比べて、手間や費用をかけずに高い政策効果を上げられるナッジの利点就在这里にあり

ます。

国内の自治体でもナッジの導入が広がりを見せる東京都八王子市で、16年度に行われた大腸がん検診のモデル事業はその一例であります。

大腸がんの早期発見には毎年の受診が望ましい。同市はこれまで前年度に検診を受けた人の自宅へ検査キットを送付し、受診を促してきたが、そのうち3割は受診せず、無駄になっていました。そこで、同市は人は得る喜びよりも失う痛みの回避を優先するというナッジの理論を活用、未受診者をA、Bの2つのグループに分け、Aには受診、検診を受ければ来年も検査キットを送る。Bには受診しないと来年は検査キットは送付されなくなるとの趣旨のメッセージを送り、受診率を比較した。その結果、Bの受診率はAより7ポイント以上もアップした。市成人検診課は、利益と損失回避のどちらかを強調した方が受診者の心に響くか調べる実験でありました。受診率向上への参考としたいと話しております。

広島県では、ナッジを防災に応用しております。同県では、近年豪雨や土砂災害が相次ぎ、防災意識の向上に努めているが、避難勧告などが出されたとき実際に避難する人は少ないのが悩みの種でありました。住民の避難行動へ着実につなげるため、同県では昨秋から防災や行動経済学などの有識者を交えた研究チームで避難行動に関する調査を始めました。その中で、あなたが避難することはみんなの命を救うことになるといった自分の行動が他人の行動に対して影響を与えることを強調することが効果的であると判明しました。研究を踏まえ、県は今年6月、自治体や報道関係者向けに避難の呼びかけに活用してもらうリーフレットを配布、既に大雨の警戒時に知事のコメントなどに取り入れられております。

国もナッジの普及へ環境づくりを進めております。17年4月には環境省を事務局とする産官学連携組織、日本版ナッジ・ユニットを発足しております。府省庁や自治体、産業界、研究者らが効果的な情報提供のあり方などを議論しております。

ナッジ・ユニットを担当する同省脱炭素化イノベーション研究調査室長の池本忠弘室長補佐は、ナッジには効果の高いものとそうでないものがあり、検証が必要であります。自治体が効果的なナッジとして活用しやすい手引や事例集の作成を進めており、普及を推進したいと話しております。

厚生労働省も、今年4月、がん検診の事例集、「受診率向上施策ハンドブック 明日から使えるナッジ理論」を公表、ナッジを活用した受診勧奨を推進するとあります。

一方、ナッジは人の心を一定の方向に誘導する側面もあります。推進する主体にとって

都合のいいように利用される懸念も指摘されております。池本室長補佐は、賢い意思決定を難しくする悪いナッジはスラッジと呼ばれ、問題であります。倫理的な配慮の検討も欠かせないと強調しています。

野洲市においても、例えば全国的にもそうですけれども、マイナンバーカードの普及率が14%ぐらいですので、そういう面ももっともっと普及率を上げるには、このナッジを使って少しでもポイントというか、広げられる、普及啓発できるように本市でも採用して導入すべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、津村議員のナッジ導入についてのすぐにでも採用して導入すべきだと思うが見解をというふうなご質問にお答えをさせていただきます。

議員もおっしゃっているように、ナッジはあくまでも手段でありまして、望ましいと考える行動選択をどのように設定するかが最も重要となります。行動の選択肢が数多く存在する中で、行動選択肢を合理的かつ妥当性を持つように慎重に設定しなければなりません。合理性だけに目を向けますと、そういった設定になりますと、政策自体を誘導する、そのような危険性もございます。

このようなことから、今回国や全国の自治体におきましてさまざまな分野において、例えば環境であったりエネルギー、健康、医療、交通、教育等幅広い分野での課題の解決に向けた行動経済学の活用につきまして、その活用事例の効果検証されることにより、情報の蓄積が進むと思われますので、まずはその動向につきまして注視をしていきたいというふうにご考えているところでございます。

それと、今申されましたマイナンバーカードにつきましては、それぞれの各種の事業の中で、今年もありましたけれども、そういったところで出前という形で進めて、いわゆる増やしていきたいというふうにご考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。確かに間違えて受け取る側が認識してしまったり行動してしまうことは非常に怖いことですが、ただプラスの面もありますので、これから時代と共にそういう普及が進まない、啓発が進まないことは多々あると思いますので、いい面は取り入れていただきたいと思っておりますけれども、その辺は考慮できませんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 今も答弁でお答えいたしましたように、これからそれぞれの自治体で検証されていくと思いますので、まずよい事例があれば取り入れることも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（岩井智恵子君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 冒頭にも言いましたけども、お金もかからないし、そういう表現の仕方が非常に問題になるというか、一番最適な、その人にとって、受け取った側にとって最適なそういう行動に移せるような、そういう表現であれば非常にそういう普及啓発が進むというふうに思いますので、どうかまた今後ともよろしく願っていたと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第4号、第15番、東郷正明議員。

東郷議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。今日も2項目について質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず最初に、会計年度任用職員についてお尋ねします。

この制度は、1年ごとにフルタイムとパートタイムで働いている人に適用される制度で、令和2年4月から始まります。8月議会でも会計年度任用職員給料等に関する条例で質疑をいたしました。改めて質問させていただきます。

この制度は、非常勤職員を法的に位置づけて、会計年度を超えない期間を任期として採用されるものですが、野洲市では4月1日現在で移行した場合、フルタイム172人、パートタイム398人ということでしたが、変化はないのかお尋ねします。また、フルタイムとパートタイムの人の割合についてもお尋ねし、男女の比率についてもお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、東郷議員の大項目、会計年度任用職員についての1点目でございます。会計年度任用職員の人数、男女比率等についてお答えをさせていただきます。

令和元年12月1日現在の嘱託職員数及び臨時職員の職員数は、フルタイム180人、パートタイム436人でございます。お尋ねの55%という数字につきましては、平成31年4月1日現在の全職員に占める非正規職員の割合であると認識をしておりますが、1

2月1日現在では57%となっております。

全職員における男女の比率につきましては、平成31年4月1日現在で男性31%、女性69%でございましたが、12月1日現在では男性29%、女性71%となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） この制度は、本来非正規から正規雇用への促進ではなく、これまでの嘱託職員やパートで働く人を1年単位の任用職員とすることで、1年の契約というそういう雇用になって、不安定という問題があります。仮に職場の人数が全体で20人であった場合、正規職員が1人か2人で、あと残りの人は任用職員という職場等も出てくるのではないかと思います。そういったことはないのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 東郷議員の再質問でございますが、適正な人員配置に努めておりますので、そのようなことはございません。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 次に、この制度によって該当する職員の給料は期末手当が支給されるので増えると質疑のときにお聞きしましたが、期末手当を除く場合はどうなのか、例えば教職員や保育士の給料等も含めて全ての会計年度任用職員の給料が下がることはないのかお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、東郷議員の2点目でございます。期末手当を除いた場合の会計年度任用職員の給与についてということでお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員の給与水準につきましては、現在の嘱託職員・臨時職員の月給または時間給の額を保障する考え方をとっておりますので、期末手当を除いても単価面で下がることがないような制度設計となっております。

なお、小中学校に勤務されています非正規の教職員のうち、滋賀県から給与の支給を受けておられる方々につきましては、滋賀県が定められる会計年度任用職員制度の中で対応されるものと認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） この会計年度任用職員の期末手当が支給対象ですが、他の多くの自治体で月給が引き下げになって、その分下がった分をボーナスの方に回すという自治体もありますが、そういったことはこの野洲市においては来年も再来年も今後そういうような事態は発生しないのかお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 2点目のご質問でお答えさせていただいたとおり、野洲市の制度設計につきましては現在の時間給、あるいは月給の額を保障するというような考え方でございますので、単価面で下がるようなことはございません。

お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） しかし、フルタイムとパートタイムに分けて区分することでは格差が生まれてくるのではないかと思います。臨時、非常勤の国家公務員法では期間業務職員、常勤職員の4分の3を超える勤務時間と単位時間非常勤勤務の間で給与上の差を設けていません。今回の地方公務員法でのフルタイムとパートタイムの差別化は、働き方改革の均等待遇の流れに逆行していると思うんですけど、その辺のことはいかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 東郷議員のただいまのご質問でございますが、基本的には国がつくった、制度設計した内容によって法律も改正されておりますので、本市においてはその法律に従って来年度から会計年度任用職員を導入するというような運びになってございます。

当然、フルタイム、パートタイムの間で給与格差が出るんじゃないかというようなことをおっしゃられるんですが、フルタイムは正規職員と同じように週5日の38時間45分勤務になってございます。パートタイムはそれぞれの必要とする時間に仕事に携わっていただくということで、当然パートタイムとフルタイムの間には差が生じるというような状況になってございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 11月19日の衆議院総務委員会で、共産党の本村議員がこの

問題を取り上げました。その中で、自治体の労働組合が行ったアンケートで、この非常勤職員のこの会計年度任用職員制度について不安を感じるという方、また退職も検討しているという方、制度ですので、1年契約、働きたいから契約しますが、やっぱり心の中で不安を感じている人が7割という結果も出ています。そういうことに関してはどのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） ただいまのご質問でございますが、それぞれの雇用されておられる職員さん、それぞれのご事情がございます。家庭のご事情もございますし、そのご本人の生活設計によっても仕事を変えられるというような事情もございます。

それと、今回の会計年度任用職員につきましては、最長で4回の再度の任用という形で、最長5年間雇用の方を保障するというような制度でございますので、そういった点は承知の上で公募をかけた折に採用試験の方を受験していただいて、いざ採用となれば、その年度のその職員の勤務状況にもよりますが、先ほども申しましたように5年間の雇用の保障ができるというような制度でございますので、それぞれのさまざまな意見は当然出てくるかとは思いますが、こういった内容で本市の方では来年4月から運用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 最長4回で雇用されるんですけども、やっぱり先ほど言いましたように不安を感じて働いておられるそういうことがあるということ認識しながら、また働きやすい職場をつくっていただきたいと思います。

次に、公務員法では行政サービスの質を確保する観点から、常勤勤務の職員が担うという無期限任用の原則があります。8月議会の質疑のときに、必要な職、仕事に対してフルタイム、パートタイムの募集をかけるというので、調整弁というような想定はしていないという回答を得ています。だったら、独立行政法人や業務委託で働いている場合、その職場が業務縮小された場合等もその中で働き続けることはできるのか、お尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、東郷議員の4点目のご質問でございます。独立行政法人や業務委託で働いている場合、業務縮小された場合等も働き続けることができるのかという点でお尋ねでございますので、お答えをさせていただきます。

職員の任用につきましては、業務量などに応じまして必要な職員数を任用することが原則となっております。したがって、市が行うべき事業や業務がなくなる、あるいは縮小されるということがございましたら、職員の任用の状況も当然変わってくるということも考えられます。

地方公務員は、法律に基づく身分保障がなされてはおりますが、職の廃止や定数超過が生じた場合、法律の規定に基づき、その意に反して分限処分として免職することができる規定があり、この規定は正規職員、会計年度任用職員共に適用されるものでございます。

また、会計年度任用職員につきましては、会計年度を超えない期間を任期として任用する職でございますので、そもそも継続的な雇用が保障されているものではないことは、東郷議員が先ほどお示しになったとおりでございます。

なお、ご質問で例として挙げておられる独立行政法人や業務委託で働いている場合につきましては、会計年度任用職員制度に直接該当しないと考えますが、その前提でお答えをさせていただきますと、例えば市からの委託業務において働いておられる方につきましては、雇用契約が当該者と委託先との間で結ばれるため、市がその雇用に関与することはありません。業務の必要性に応じ、市が発注し、委託契約を締結した上で業務に従事されることになるため、市からの業務委託が続いていけば、結果としてその方が働き続けられるという可能性はあるのかと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 必要なところに必要な仕事を募集してということで、縮小された場合、そういう契約も中身も変わってくるということで、本当に不安定な制度だと思えます。やっぱりそういう不安定なところで、そういうやっぱり働きたい人が、理解してもらっているということでしたけれども、先ほど言いましたけれども、やっぱりそこでこれから働こうとするためには、この制度嫌だと言えば契約してもらえなくなりますよね。それでやっぱり労使の合意ができているというのは、制度上はそうなんですけど、いかがなものかと思えます。この辺どのように思いますか。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 東郷議員からご質問いただきましたが、大変不安定じゃないかというようなご質問でございますけども、今現在雇用しております非常勤の職員ですね、嘱託職員やあるいは臨時職員、こういった方々も来年度からは会計年度任用職員とい

う形で雇用をさせていただき予定をしております。したがって、先ほどからお答えをさせていただいておりますとおり、今のこの雇用状況とはそんなに大きく変わる内容でもございませんし、さらに給与面でも現在の月額給与ですね、給与については現状を維持して、さらに期末手当というような、一定の条件あるんですが、期末手当まで支給をさせていただき、あるいはフルタイム職員につきましては退職金の対象になるというような条件も付与させていただいておりますので、これはあくまでも国が定めた内容、制度設計でございますので、市としてはそれを骨子として来年度から導入をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 新たに支給することになる期末手当に対して、この国の地方財政措置と市の財政負担の金額をお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、東郷議員の最後のご質問、5点目でございます。国の地方財政措置と市の財政負担の金額ということをお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

8月議会でもお答えをさせていただきましたとおり、国からは新たに支給することとなる期末手当に対しまして地方財政措置を行うとだけ聞いてはおりますが、その詳しい情報はまだ何も本市の方には入ってございません。

新たに支給することになる期末手当に対する市の財政負担につきましては、約4,000万円の影響を見込んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 国はいろんな制度をつくりましても、地方自治体への負担が大きくなっていきます。

野洲市の場合、他の問題でも幼保無料化でも国が最後まで責任を持たない、公立は市が財政負担をしなければなりません。国は公務員の削減を求めており、将来的にはさらに民営化への動きが大きくなっていくのではないかと思います。安定した職場が守られるよう、地方自治体としての役割を果たしてほしい、そのためには国に対してだめなものだめだという姿勢で国に物が言えるよう求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） その予定はございません。

以上でございます。

○15番（東郷正明君） しっかり国に求めていただきたいと思います。

それでは、次の2つ目の項目に入ります。

教職員の変形労働時間制についてお尋ねします。

公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制適用をできるようにする教員給与特別措置法が昨日参院で可決されました。さまざまところから反対の声が挙がっていたんですけども、審議を余りにも急ぎ、そしてその背景には議論すればするほど教員の過労死を促進するその中身が浮かび上がってきたと思います。

この変形労働時間制を導入すれば、可決したんですから入りますけども、学期中の所定労働時間を延ばして、その分閑散期の夏休み中に休日をまとめ取りできるようになるといいます。しかし、変形労働時間制は恒常的な時間外労働は存在しないことが大前提であり、変形制自身が労働者の生活リズムを不規則にし、生活や健康に深刻な不利益を与えます。この法律は、教員の長時間労働の是正を言いながら、実際には公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制で残業代を支払うことなく、繁忙期に1日8時間、週40時間を超えて幾らでも働かせることができるようになります。この変形労働制について、どのように思われるのか、お尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷正明議員の教職員の変形労働時間制についてのご質問のうち、第1番目の変形労働時間制の導入についてお答えいたします。

教職員の長時間勤務を根本的に解消するためには、業務の削減や教職員の増員がまず必要であると考えています。今回出てきました変形労働時間制の導入については、慎重に検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今教育長が答弁されたように、業務の削減、また加配などが求められます。この変形労働制で総時間を減らすのではなく、残業代を抑制する制度だと思うんですね。それでは長時間労働を解消することにはなりません。先ほども言われましたように、その長時間労働の原因はこの多過ぎる先生の業務量にあると思います。ですから、

労働時間を管理する制度を変更すれば解決するというこの国の方針は間違いで、教員の業務量に見合った適正な加配こそ今求められていると思いますが、こうしたことに対して答弁を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 加配につきましては、県教委に毎年継続して要望しておりますが、県としましてもそんなにたくさんつけてくれるわけではございません。ただ、要望は続けてしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 引き続き強く要望をしていただきたいと思います。

次に、教職員の年休取得について、小学校、中学校の個別にお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 教職員の年休取得について、小中学校別にお答えいたします。

平成30年の1月から12月の調査では、本市の教員の年休取得日数は、年間平均ですが、小学校が11.6日、中学校が10.3日でございます。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 年休取得率がやっぱり少ないと思います。多分忙しくて休めないんだろうと想定します。休暇が取りやすい対応策が必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校は、もともと教員定数というのが決まっておりますので、その対応策と申されてもなかなか学校ごと、あるいは市町ごとにはとりづらい状況でございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 教員定数ということで、国が頭を上げていかんとあかんと。人事的には県なんだと思いますけども、法律そのものは国が大きく動いていますので、国に対して強くまたそういった声を求めていただきたいと思います。

次に、教員の過労死というショッキングなニュースをよく聞きますが、いったい全体何

人の教員の過労死があるのか、また過労死の発生している時期は年間を通していつごろが多いのか、お尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 3点目の過労死の教員の発生数と時期についてお答えしたいと思います。

この件に関しましては、市教委の問題ではありませんので、文部科学省に問合せをいたしました。その結果、全国の人数と時期については把握していないとの回答でございました。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 私が調べたところでは、過労死と認定された公立校の教職員は2016年までの調査で63人に上っています。地方公務員災害補償基金の調査で、そのことが63人ということが上がっています。この63人は公に認定された数で、認定申請すらできずに泣き寝入りした遺族も多くいるのではないかと想定され、実際にはこの数倍ではないかと言われています。

変形労働時間制は、1年間を繁忙期と閑散期に分け、夏休み期間を閑散期としています。国はこの夏休み期間を閑散期とみなし、その時期に休日を増やして勤務時間を調整し、その分を繁忙期につけかえるということだと思えますが、これで教職員の健康が守られるのか疑問です。さらに、長時間になってしまうことは目に見えていると思いますが、その辺はどのようにお考えか、答弁を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 変形時間労働制につきましては、まだ出されたところで、どういふふうなのかというのが詳しくこちらでも検討していかなきゃあかんのかなというふうに思っております。根本的には、先ほど申しました業務量の削減と教職員定数の見直しという部分が大事なというふうには思っております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今後この制度が採用されて、夏休みに休暇が取れるという形になるんだろうと思いますけれども、人の体はまとめて休暇を取ればそれで健康が保たれるというふうには思いません。また、体もそういうふうにはできていないと思うんです。日

常の規則的な生活の中で適度に体を休めることこそ体がリフレッシュされます。

そもそも、教員は夏休み中も研修や出張、また面談、家庭訪問、部活動で多忙で、年休さえ消化できない現実があります。超過勤務を夏休み期間でならずといっても、その条件すらないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今お話ありましたように、夏休み中にとるとするのは非常に難しいかなというふうに思っております。さまざまな研修が入ってきたり、あるいは中学校ですと近畿大会、あるいは全国大会等の試合等の部活動の引率、練習等がございますので、なかなか厳しいかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） そういった問題もまた県の教育委員会等に持ち上げていただき、また制度そのものも改善されていかれるよう、またよろしくお願いします。

4つ目なんですけども、この制度、国会で通ったんですけども、当事者である教員の意見を反映させる労使協定なしに自治体の条例で導入ができるとされています。市の教育委員会として、今後条例を策定されていくのか、お尋ねします。

また、苛酷な教育現場がさらに苛酷になることは明瞭です。働き方改革の名のもとに労働法の改悪を国が進めているが、さらに長時間を助長する変形労働制には自治体からだめだというアクションを起こしていただいて、またストップしていかなあかんと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 条例策定については、慎重に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 慎重にまた考えていただきたいと思います。

先ほども言いましたように、通常労使協定により労働時間を延長した場合、また割り増し賃金を支払うように普通の職場はなっているんですけれども、教職員の場合そうした協定がなく、賃金の調整金ですか、4%割り増しだけで働かせ放題の異常な長時間労働が起こっています。この国の法律が教職員の健康を守る基準になっていないと思うんです。ま

た、県や国に教職員の現場の声を上げていくことが必要と考えていますが、答弁を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 毎年県の教育委員会と県内13市の都市教育長協議会の懇談会というのを持っておりまして、そういう場でも働き方改革等についての意見交換もしております、いろんな意見を言うております。そういう中でもこれからも述べていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 積極的に先生の声が上の方に上がっていくようにお願いします。

次に、教員の長時間労働改善には業務の抜本的縮減と教員の大幅増員、先ほども教育長言っておられますけども、そして4%の教職員調整額の支給と引きかえに残業代を支給せず、際限のない長時間労働の実態を引き起こしてきたこの給特法の抜本的な改正こそ今最も必要と考えますが、答弁を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 法改正について意見を述べる立場にはございませんので、回答は控えさせていただきたいと思っております。

ただ、先ほども述べましたが、教職員の長時間勤務を改善するためには、業務改善と教員の増員は欠かせない条件であると考えています。今後も国・県に対して引き続き教職員定数そのものを改善していただくということを求めると共に、市教育委員会として校務支援システムの導入など、業務改善に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） この制度による働き方改革は、使用者側に都合よく、教職員、働く先生には本当にメリットがないと思います。苛酷な長時間労働をなくすために、業務量の見直し、過労死ラインに達しない労務管理、また働いた時間に見合った労働賃金こそ求められます。変形労働時間制ではなく、給特法の改正こそ必要だと思いますので、またその現場の声をしっかりと県の教育委員会なり、また国に上げていただきたいと要望してこの質問を終わります。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明6日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて延会いたします。（午後4時20分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和元年12月5日

野洲市議会議長 岩井 智恵子

署名議員 山本 剛

署名議員 鈴木 市 朗